

会津若松市 こども計画

【令和7年度～令和11年度】

(案)

令和7年〇月

会 津 若 松 市

目 次

第1章	計画の概要.....	1
1	計画の趣旨.....	1
2	こども計画（新制度）の要点.....	2
3	計画の位置づけ.....	3
4	計画の期間.....	4
5	SDGs（持続可能な開発目標）.....	4
6	計画の推進体制.....	5
第2章	こども・若者、子育てを取り巻く状況.....	6
1	人口等の動向.....	6
2	こども・若者に関するアンケート調査結果の概要.....	12
3	課題や今後の方向性.....	27
第3章	計画の基本的な考え方.....	30
1	基本理念.....	30
2	基本目標.....	31
3	施策体系.....	32
第4章	施策の展開.....	33
	【基本目標1 ライフステージを通じた重要事項の推進】.....	33
	基本方針1 こどもの権利を守る.....	33
	基本方針2 こども・若者の健やかな成長を図る.....	34
	基本方針3 こども・若者の未来を守る.....	40
	【基本目標2 ライフステージ別の重要事項の推進】.....	42
	～ 妊娠～幼児期 ～.....	42
	基本方針4 妊産婦・こどもの健康を守る.....	42
	基本方針5 多様な教育・保育ニーズの確保.....	44
	～ 学童期・思春期 ～.....	45
	基本方針6 こどもがいきいきと育つ環境づくり.....	45
	～ 青年期 ～.....	49
	基本方針7 若者の生活を支える.....	49
	【基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要事項の推進】.....	53
	基本方針8 子育てを支える.....	53

第5章	子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	59
1	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方.....	59
2	教育・保育の量の見込みと提供体制.....	61
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	63
4	放課後子ども教室の推進.....	77
資料編		78
1	計画策定までの経過.....	78
2	会津若松市子ども・子育て会議条例.....	79
3	会津若松市子ども・子育て会議委員一覧.....	80
4	会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱.....	81

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の創設を受けて、本市では「第6次会津若松市長期総合計画」を最上位計画とする「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年に策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

その後も、国において、待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」や幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」の推進、「新・放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実、子どもの貧困対策など、国におけるこども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきたところです。

しかしながら、少子化・人口減少に歯止めがかからず、児童虐待の相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻な状況となっており、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境づくりや、多様化している子育て家庭の様々なニーズに 대응していくことが求められております。

このような中、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行し、同年12月に「こども大綱」を定めるなど、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生き方を送ることができる社会の構築を目指しています。

本市においても、「会津若松市第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（令和2年度～令和6年度）の終了を迎えるにあたり、国の制度や子育て世代等のニーズ調査の結果、会津若松市子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、「会津若松市こども計画」を策定するものです。

2 こども計画（新制度）の要点☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和5年4月に、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法では、以下のような内容が定められています。

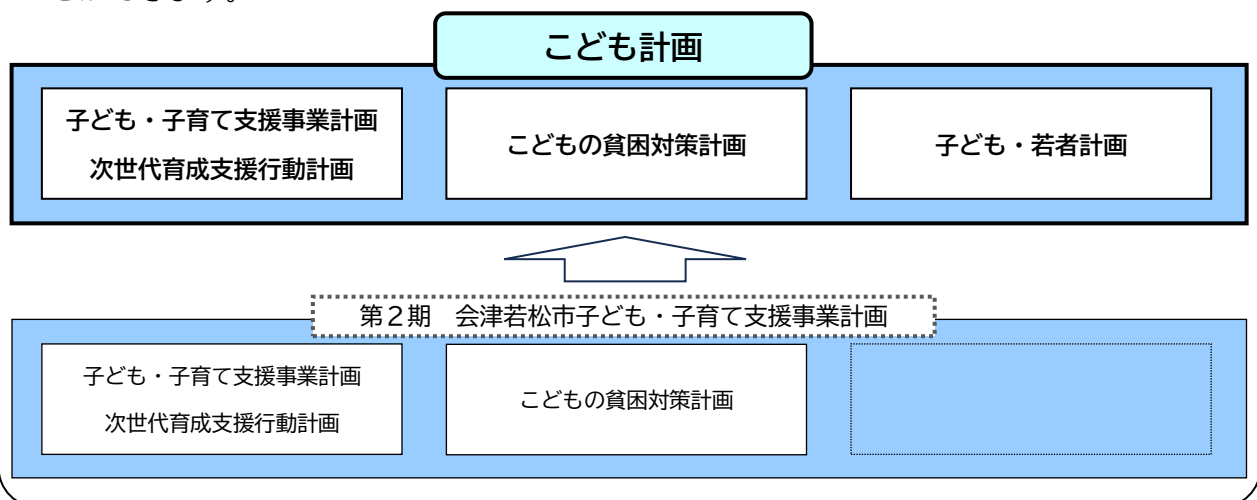
○こども大綱（第9条）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に定められてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化されました。

○こども計画の策定（第10条）

市町村には、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。



※ 本市における「こども計画」は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」に関する視点が新たに加わることとなることから、若者（思春期（中学生からおおむね18歳）、青年期（おおむね18歳～おおむね30歳未満）、ポスト青年期（青年期～40歳未満））に対する自殺防止やニート・ひきこもり等の自立支援などが新たな視点として加わります。

○こども等の意見の反映（第11条）

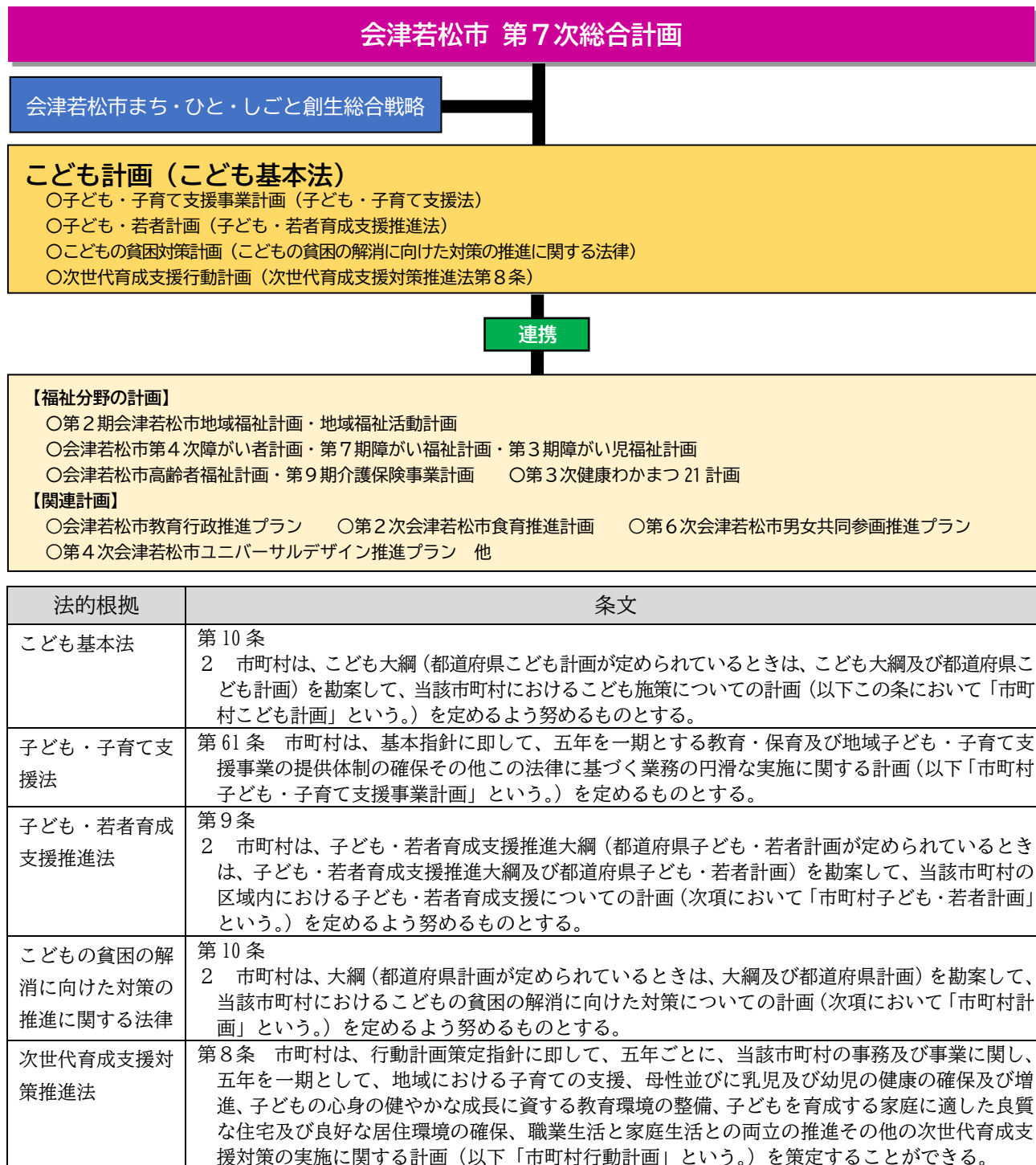
こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められています。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれています。

3 計画の位置づけ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画とします。

また、本計画は、「会津若松市第7次総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の計画及び関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、こども・若者を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・こどもの貧困対策計画					会津若松市こども計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・こどもの貧困対策計画 ・子ども・若者計画				
					必要により適宜見直し				
					見直し				

5 SDGs（持続可能な開発目標）☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて採択された SDGs は 17 の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

本計画においては、以下の8
目標を主要な実現目標に掲げ、
施策・事業の展開を図ります。



6 計画の推進体制 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(1) 庁内関係部局との連携

健康福祉部を中心に、保健や教育など幅広く子育て支援に関係する部局と連携しながら、計画の内容等の協議・調整及び施策・事業を推進します。

(2) 関係機関との連携

幅広い子育て支援に関係する市民等で構成する「会津若松市子ども・子育て会議」において意見を聴取し、施策に反映します。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、特に「こども」と「子育て中の保護者」の声を大切にしながら、各種団体や市民との協働により計画を推進します。

(3) こども・若者からの意見の反映

こども大綱では、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととされています。

また、こども施策を推進するために必要な事項として、こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

こども計画の推進において、こども・若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められるよう留意して推進します。

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く状況

1 人口等の動向☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(1) 人口動向等

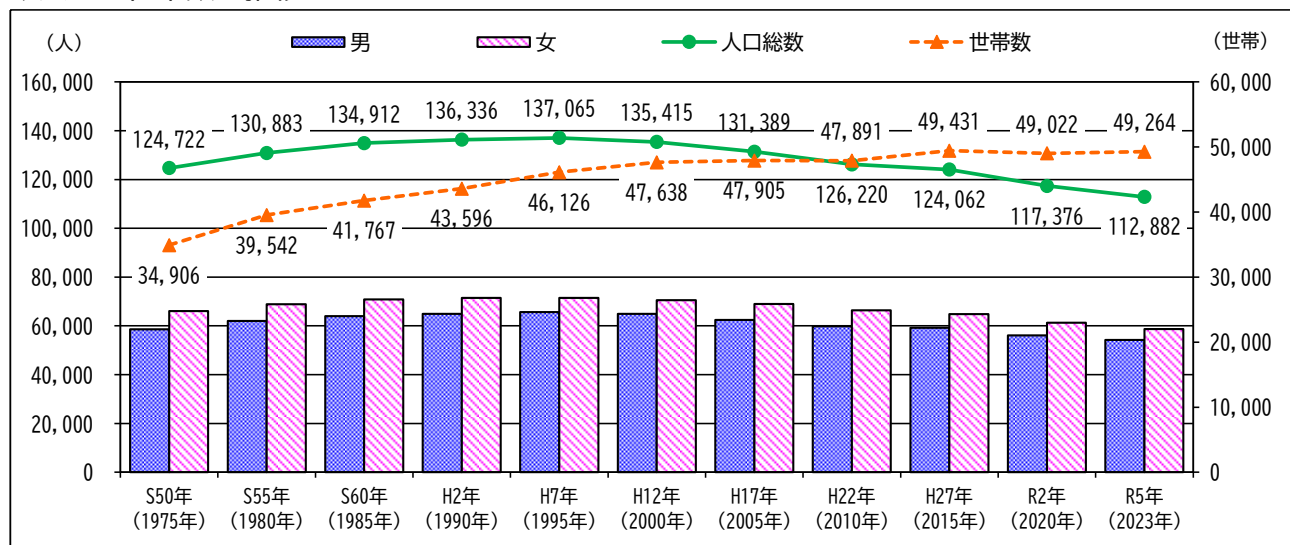
①人口・世帯数の推移

令和5年10月1日（現住人口調査）の本市の総人口は112,882人で、平成7年をピークに減少傾向で推移しています。

一方、世帯数は人口が減少に転じた平成12年以降も増加傾向で推移しており、令和5年には49,264世帯となっています。

人口が減少し、世帯数は増加していることで、1世帯当たりの人口は減少し、令和5年には2.3人となっています。

◇人口・世帯数の推移



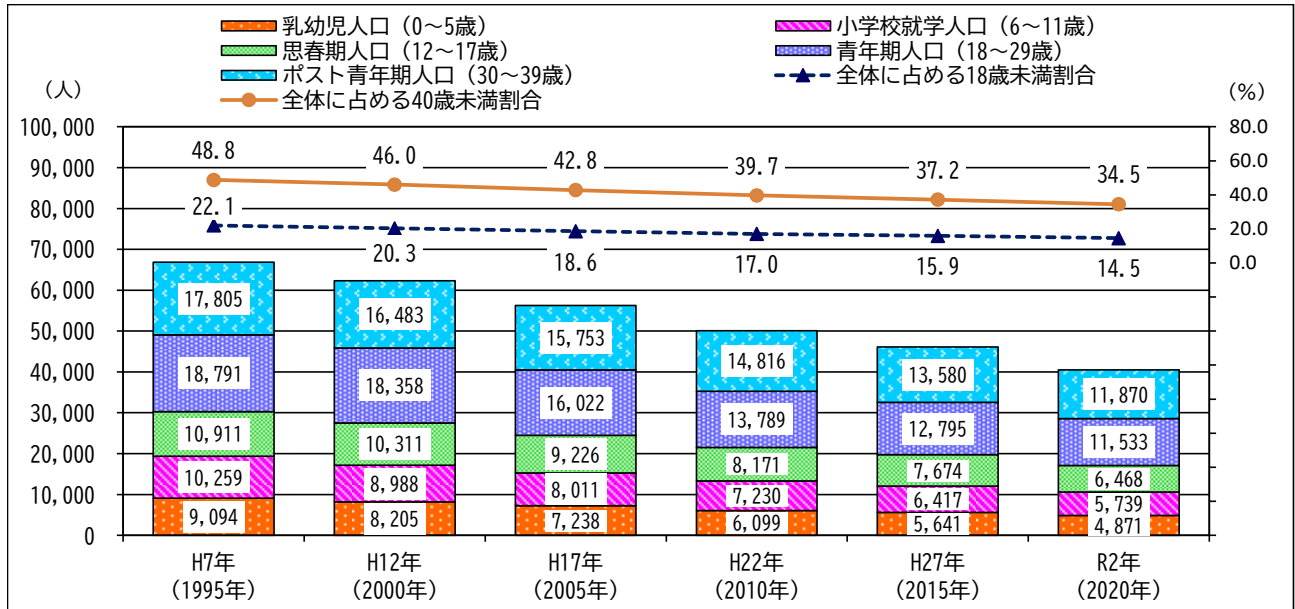
	S50年 (1975年)	S55年 (1980年)	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R5年 (2023年)
男	58,643	62,020	64,020	64,895	65,606	64,897	62,443	59,854	59,200	56,063	54,197
女	66,079	68,863	70,892	71,441	71,459	70,518	68,946	66,366	64,862	61,313	58,685
人口総数	124,722	130,883	134,912	136,336	137,065	135,415	131,389	126,220	124,062	117,376	112,882
世帯数	34,906	39,542	41,767	43,596	46,126	47,638	47,905	47,891	49,431	49,022	49,264
1世帯当たり 人口(人)	3.6	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3

資料：国勢調査（令和5年は福島県現住人口調査）

②子ども・若者人口の推移

本市の子ども・若者人口（0～39歳）は、実数・比率とも一貫して減少傾向にあり、令和2年には40,481人で、人口全体に占める割合は34.5%となっています。

◇子ども・若者人口の推移



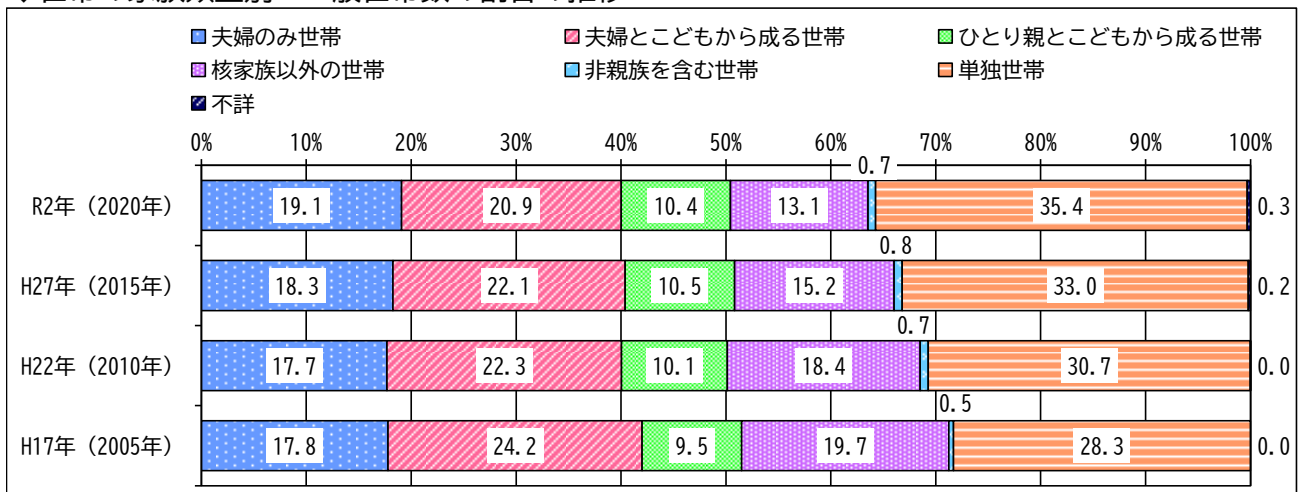
資料：国勢調査

③世帯の状況と推移

家族類型別にみると、夫婦と子どもから成る世帯は年々減少傾向にあり、令和2年は20.9%となっています。一方、夫婦のみ世帯や単独世帯は増加傾向となっています。

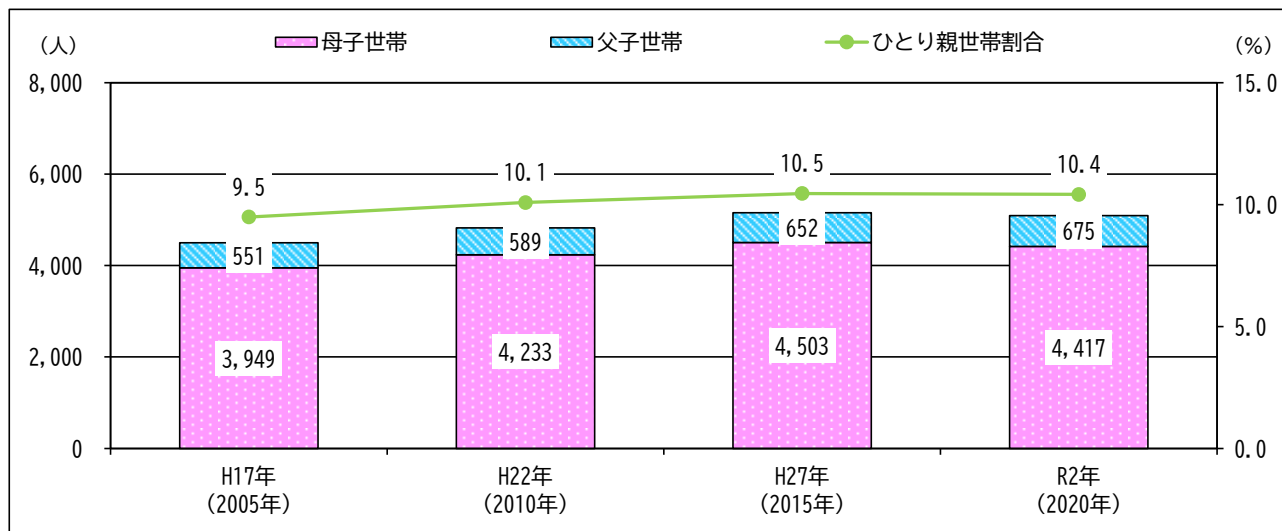
また、本市におけるひとり親世帯数については、令和2年の母子世帯は4,417世帯、父子世帯は675世帯となっており、平成22年からの10年間で母子世帯は184世帯、父子世帯は86世帯の増加となっています。

◇世帯の家族類型別 一般世帯数の割合の推移



資料：国勢調査

◇ひとり親世帯数と全世帯数に占める割合の推移



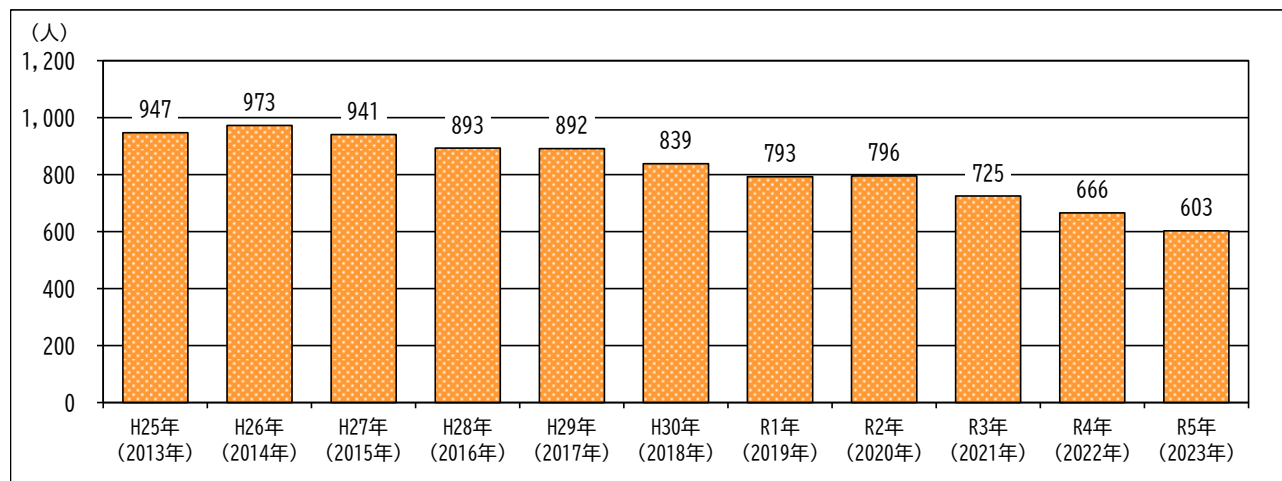
資料：国勢調査

④出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は平成 26 年以降、減少傾向にあり、令和 5 年は 603 人となっています。

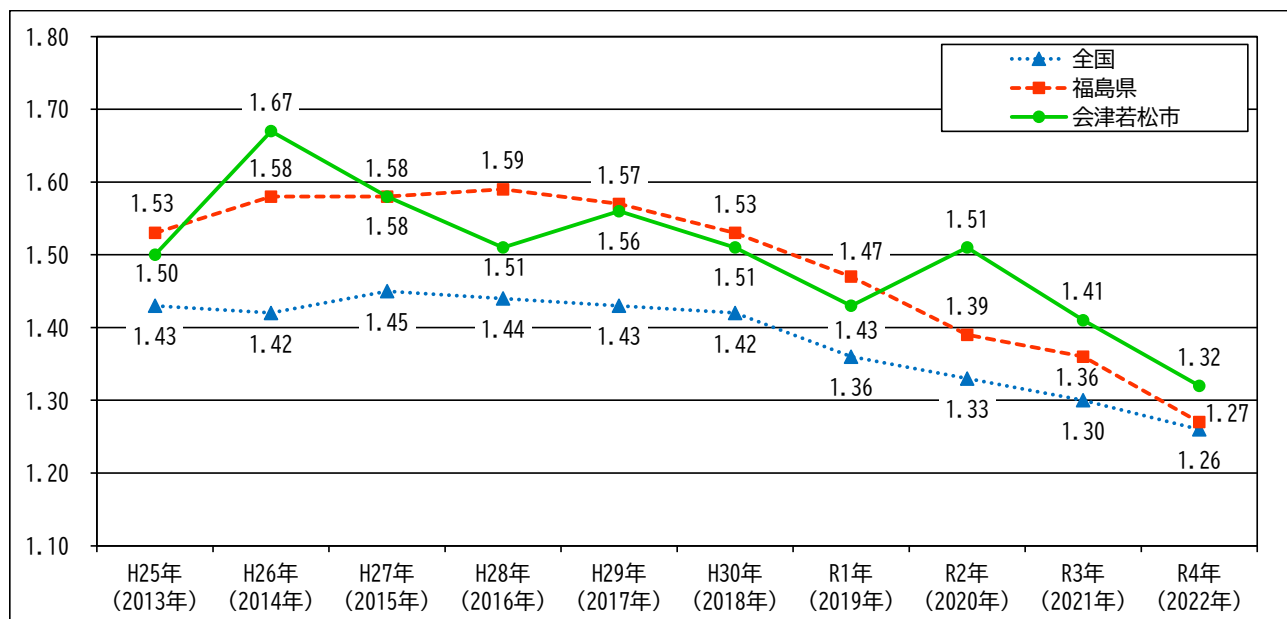
合計特殊出生率については、令和 2 年以降は国や福島県を上回る値となっていますが、令和 4 年には 1.32 人と過去最も低い出生率となっています。

◇出生数の推移



資料：国勢調査、福島県の推計人口

◇合計特殊出生率の推移

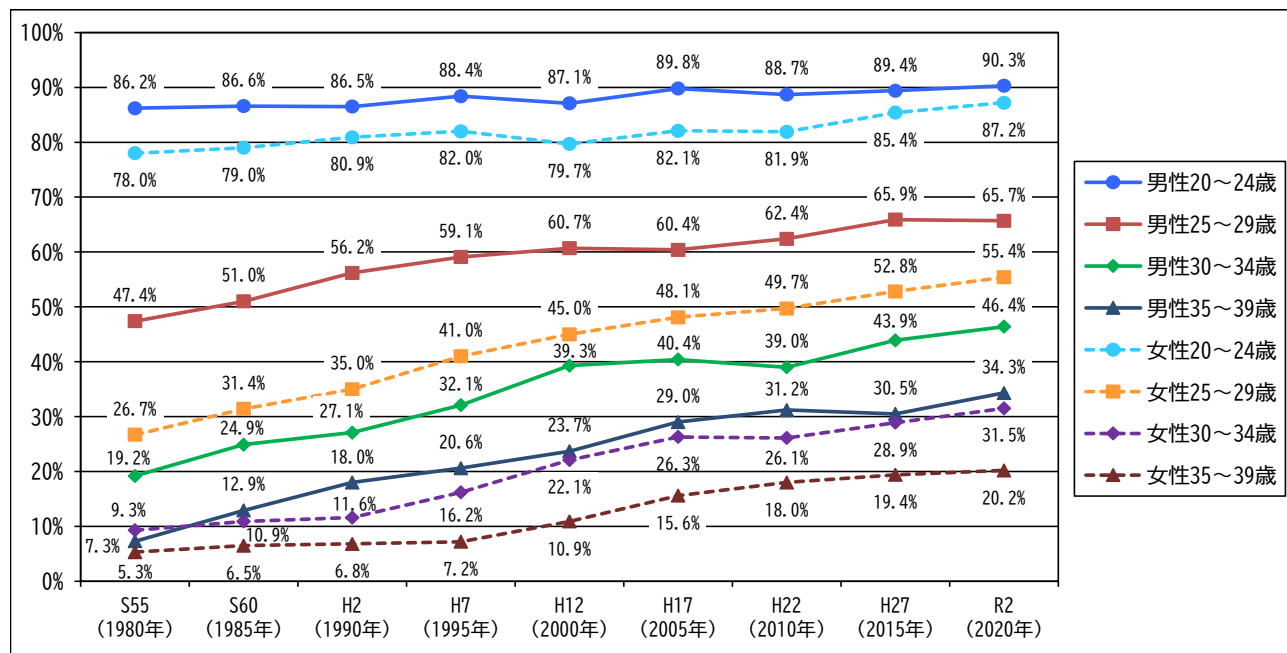


資料：福島県人口動態の概況

⑤未婚率の推移

本市の未婚率は、男女ともに各年代で上昇しており、晩婚化が進行しています。令和2年の女性の未婚率は、「20～24歳」は87.2%、「25～29歳」は55.4%、「30～34歳」は31.5%、「35～39歳」は20.2%となっています。

◇未婚率の推移

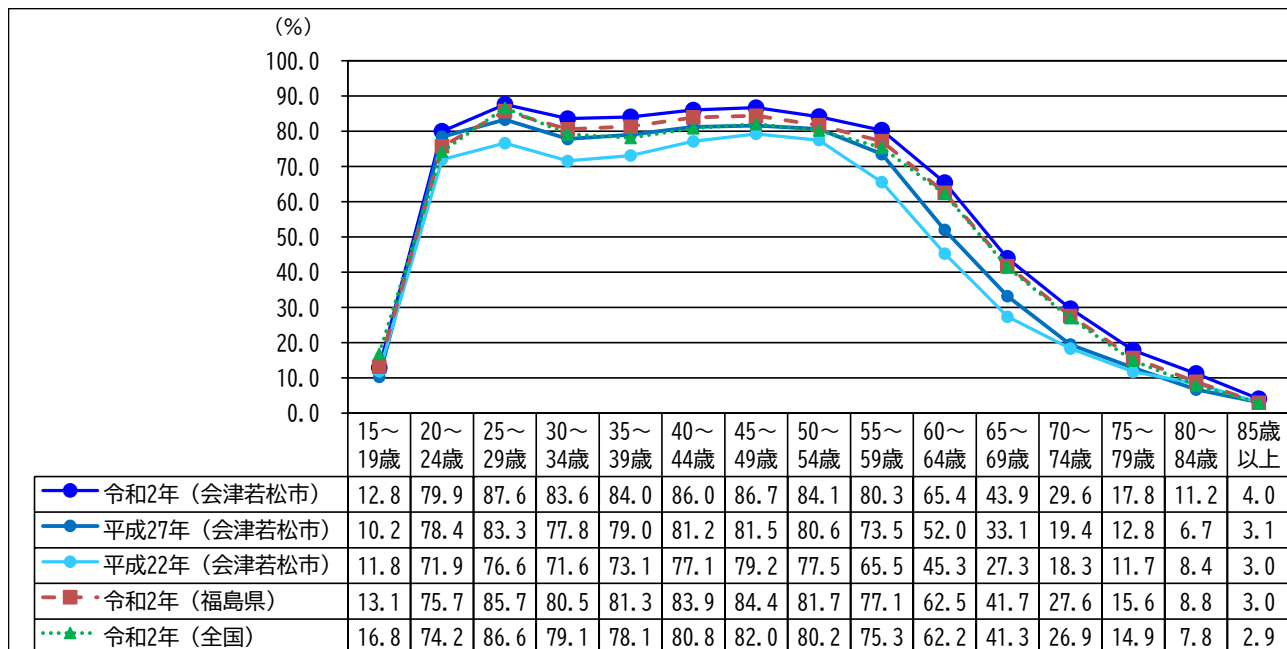


資料：国勢調査

⑥女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率は国や県より高く、30歳代の労働力率は向上し、いわゆるM字カーブが緩やかになりつつあります。

◇女性の年齢階層別労働力率



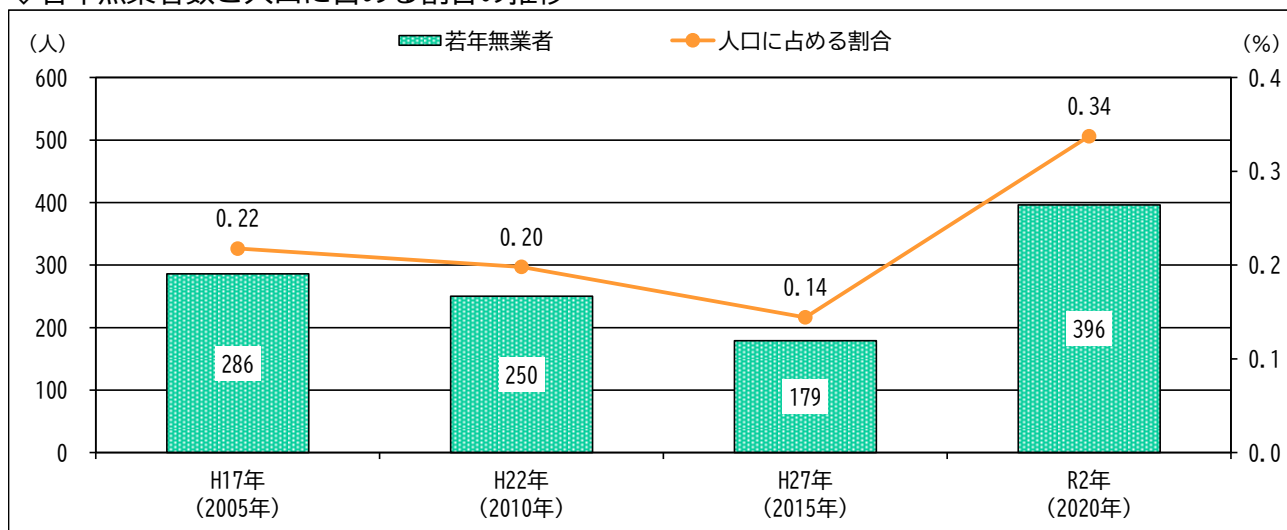
※労働力率には非正規雇用を含む。

資料：国勢調査

⑦若年無業者数と人口に占める割合の推移

令和2年の本市の若年無業者（ニート）の若者（15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人）は396人、人口に占める割合は0.3%となっています。

◇若年無業者数と人口に占める割合の推移

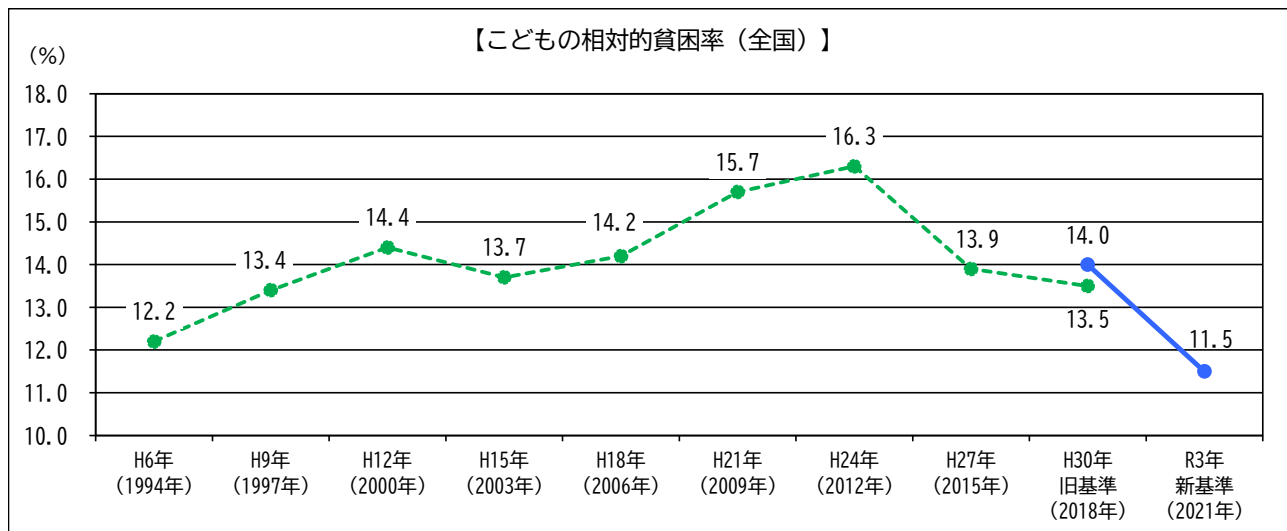


資料：国勢調査

⑧こどもの相対的貧困率の推移（全国）

こどもの相対的貧困率（経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づいて算出し、厚生労働省が3年に1度公表）は、平成24年以降は改善傾向にあります。令和3年時点ではこどもの9人に1人が貧困状態にあると考えられ、こどもの貧困問題への対応は社会的な課題となっています。

◇こどもの相対的貧困率（全国）



資料：国民生活基礎調査

※新基準：2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で（令和3年以降は）従来の可処分所得から「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものに変更された。

2 こども・若者に関するアンケート調査結果の概要☆☆☆☆☆☆☆☆

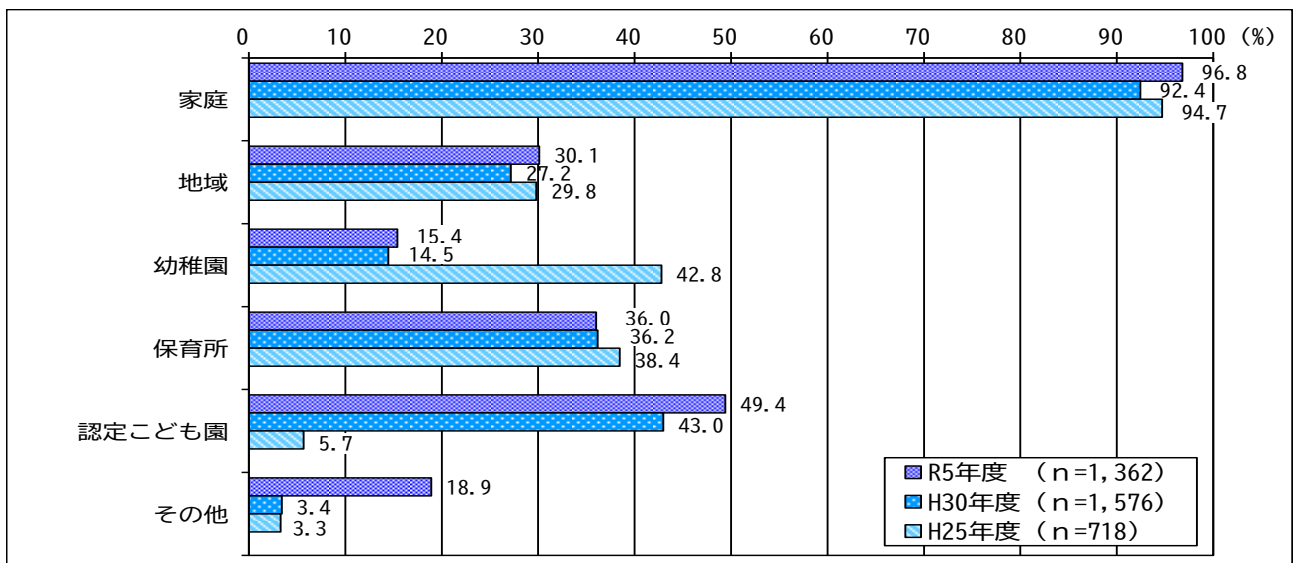
【ニーズ調査】

※図表中の「N」（Number of cases の略）は、設問に対する回答者の総数を示しています。

①子育てや教育に影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」が圧倒的に多く 96.8%となっています。以下、「認定こども園」が49.4%、「保育所」が36.0%、「地域」が30.1%となっています。

◇子育て等に影響すると思われる環境



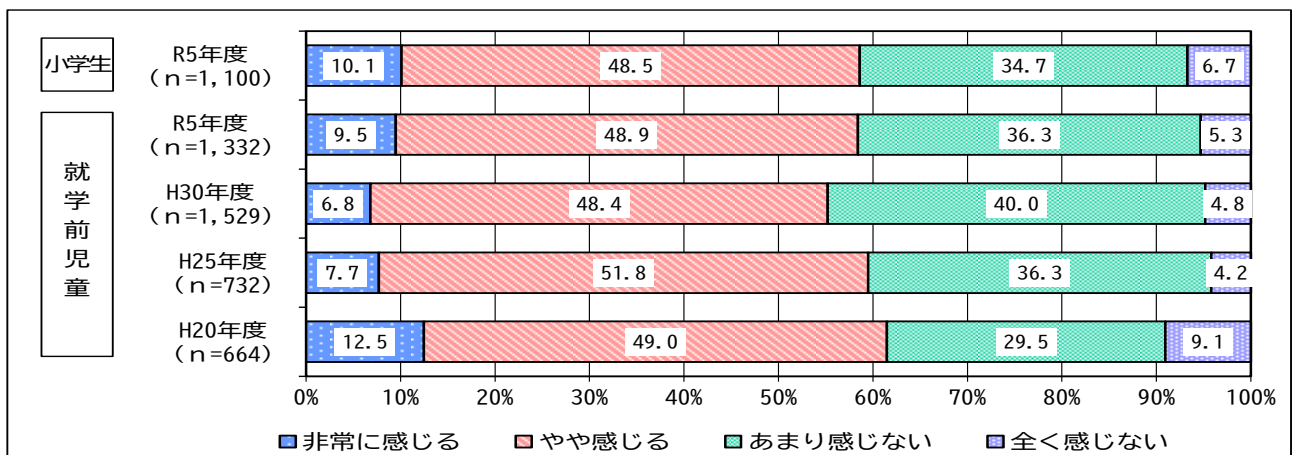
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25年度)

②子育てに関する不安感や負担感

就学前児童の保護者における子育てに関する不安感や負担感については、前回までの微減傾向から、わずかながらも増加に転じ、“感じる”（「非常に感じる」＋「やや感じる」）の割合は58.4%と、過半数を占めています。

小学生の保護者も同様に、“感じる”は58.6%と過半数を占めています。

◇子育ての不安感や負担感



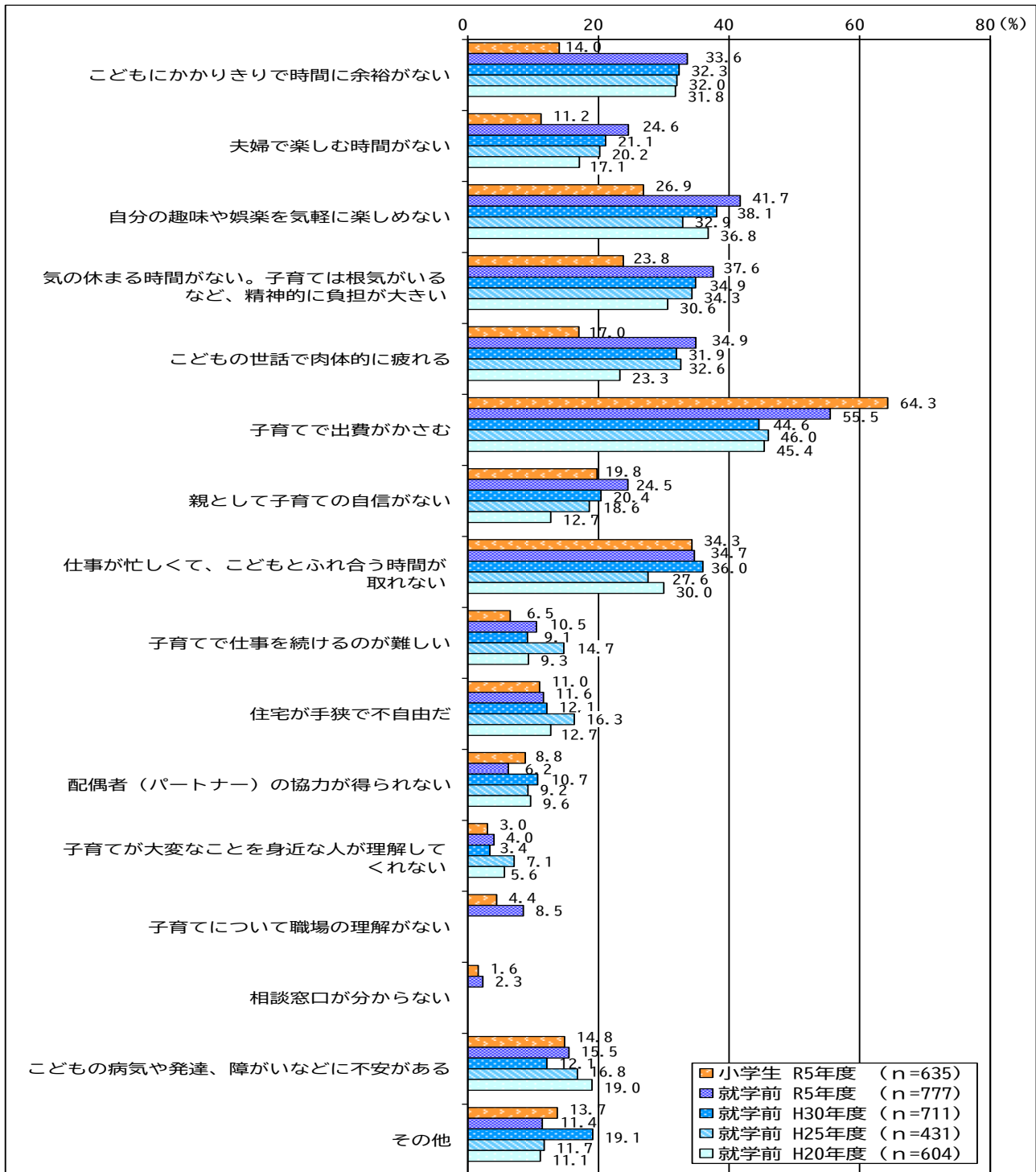
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25・20年度、小学生の保護者：令和5年度)

③子育てに関して不安や負担に思うこと

子育てに関して不安や負担に思うことは、就学前児童の保護者は「子育てで出費がかさむ」が55.5%と最も高く、次いで「自分の趣味や娯楽を気軽に楽しめない」が41.7%、「気の休まる時間がない。子育ては根気がいるなど、精神的に負担が大きい」が37.6%となっています。

小学生の保護者では「子育てで出費がかさむ」が64.3%と突出して高くなっており、他の項目は就学前と比較し概ね同程度以下となっています。子育ての経験を重ねたことにより、不安や負担感はやや低下し、一方で「出費」が負担に感じるようになっていきます。

◇子育てに関して不安や負担に思うこと



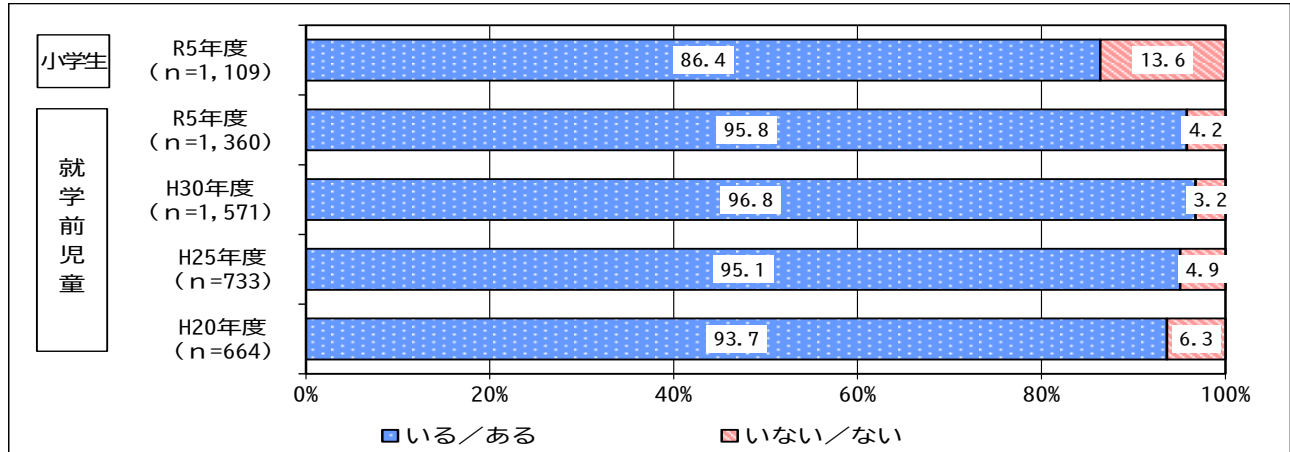
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25・20年度、小学生の保護者：令和5年度)

④子育てに関する相談

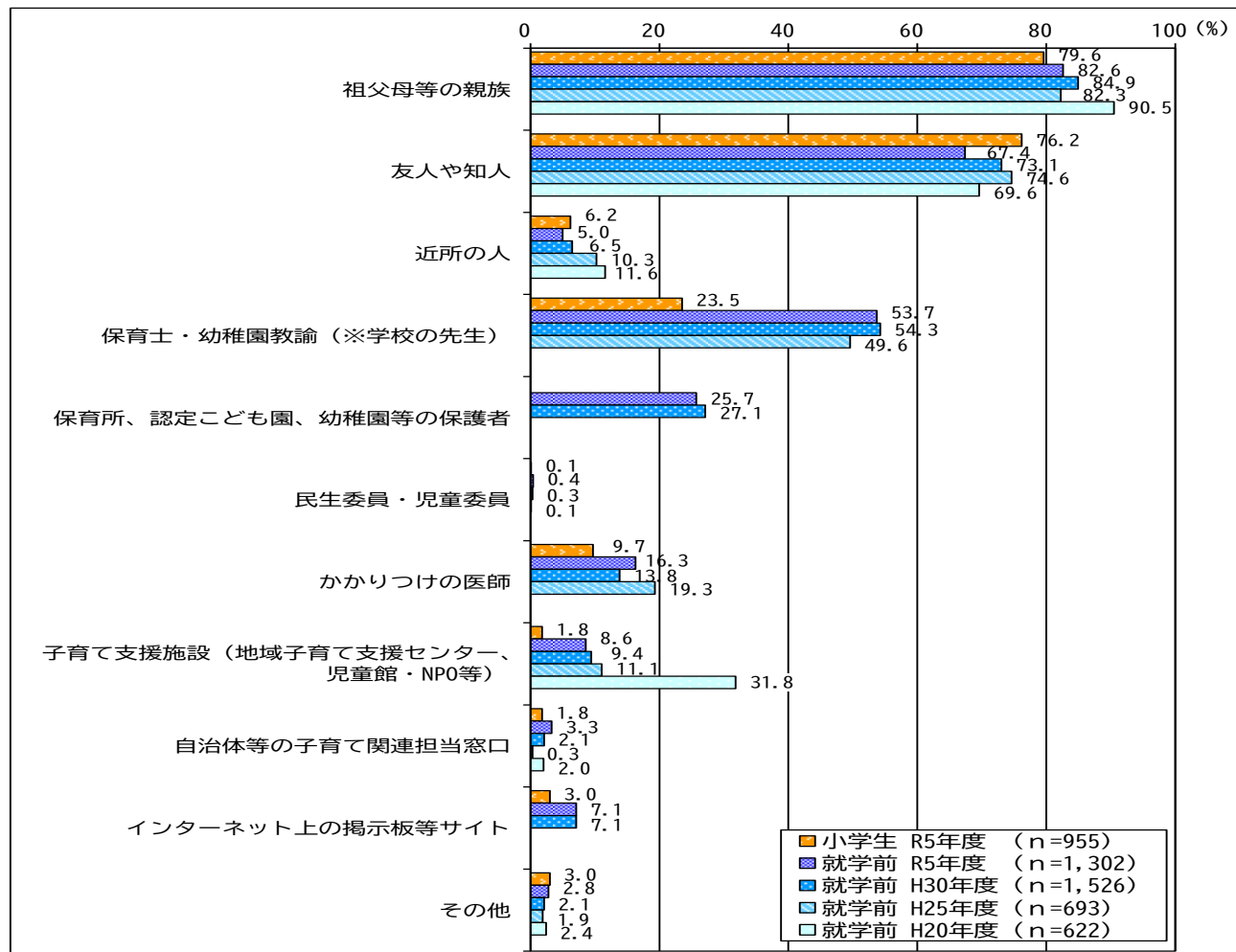
子育てに関する相談について、気軽に相談できる人（場所）が「いる/ある」は、就学前児童の保護者の95.8%に対し、小学生の保護者では86.4%と、やや低くなっています。

相談先は、いずれの保護者も「親族」や「友人・知人」が7～8割と高い比率となっており、就学前児童の保護者においては「保育士・幼稚園教諭」が5割を超えています。

◇子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）



◇気軽に相談できる先（複数回答）



注：調査年次によって選択肢が異なるものがある

資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25・20年度、小学生の保護者：令和5年度)

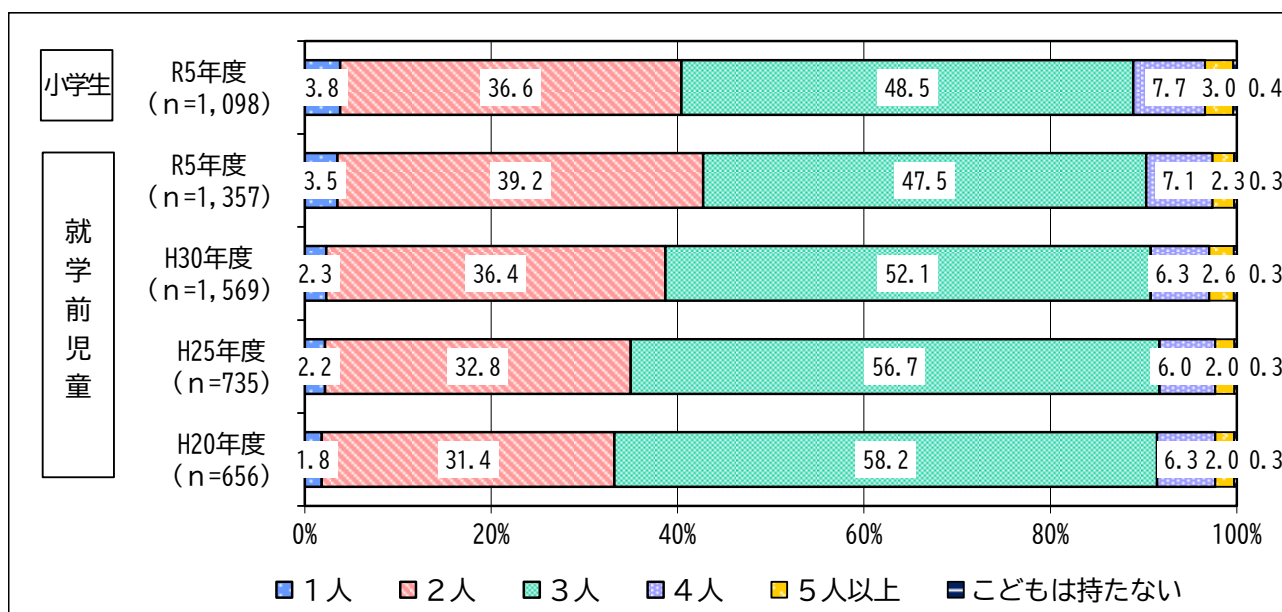
⑤こどもの人数

就学前児童の保護者が、理想と考えるこどもの人数は、「3人」が47.5%と最も高く、次いで「2人」が39.2%となっています。「1人」や「2人」の比率が増加傾向にあります。

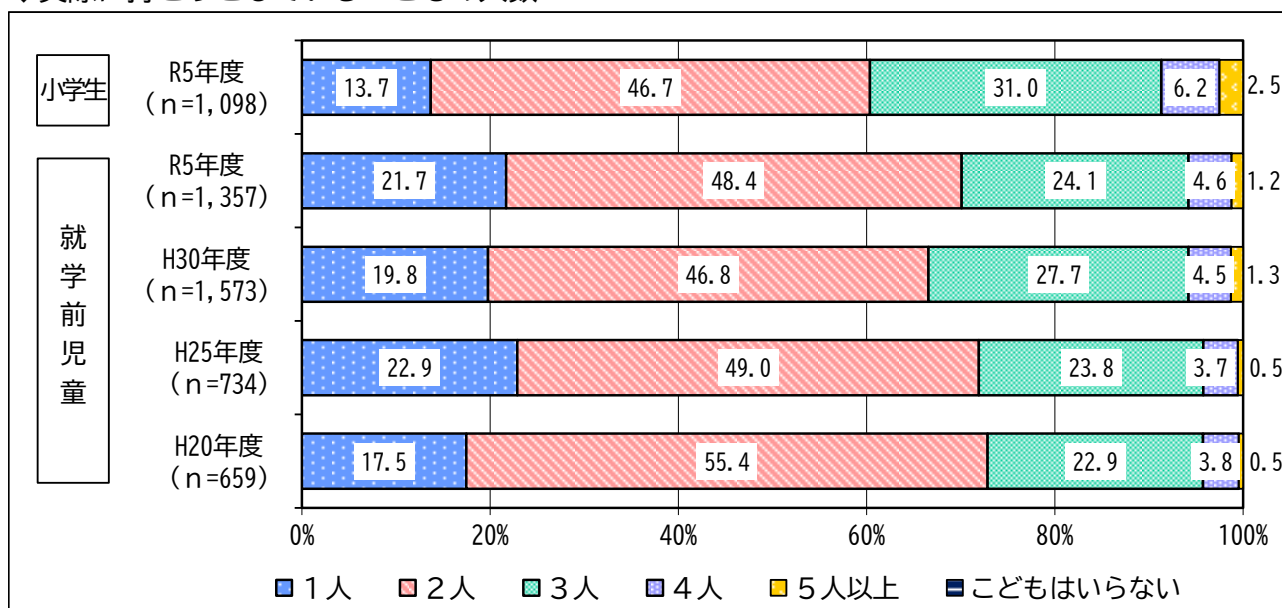
一方、実際に持とうとしているこどもの人数は「2人」が48.4%と最も高く、次いで「3人」が24.1%、「1人」が21.7%となっており、理想と比べると「1人」が大幅に増加し、「3人」は約半数に減少しています。

なお、小学生の保護者も同様の傾向にあります。

◇理想と考えるこどもの人数



◇実際に持とうとしているこどもの人数



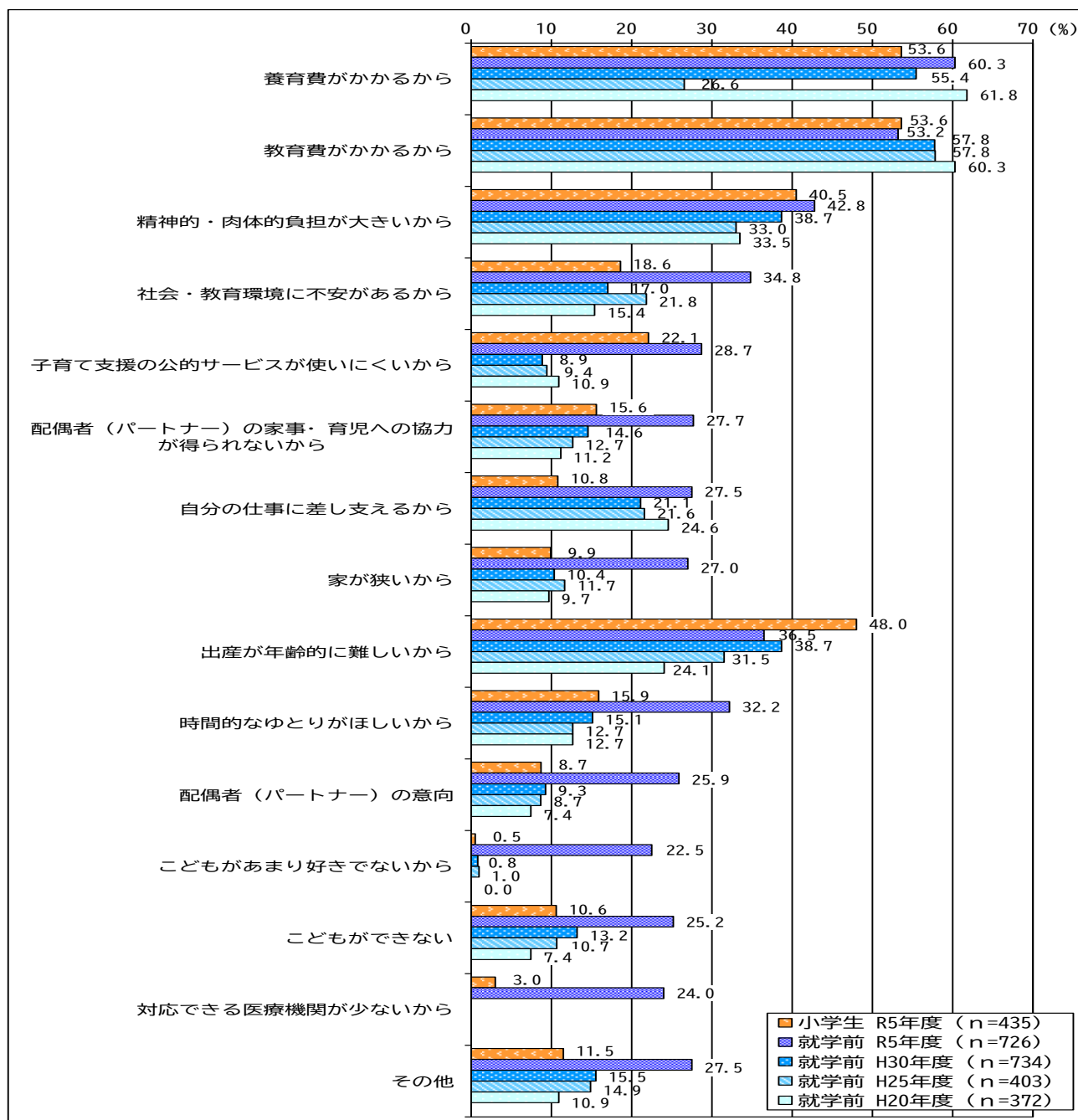
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25・20年度、小学生の保護者：令和5年度)

⑥理想的と考える人数のこどもを持てない・持たない理由

就学前児童・小学生の保護者ともに、「養育費がかかるから」や「教育費（給食費や習い事に係る費用等も含む）がかかるから」、「精神的・肉体的負担が大きいから」の割合が高くなっています。また、就学前児童の保護者においては、「社会・教育環境に不安があるから」や「子育て支援の公的サービスが使いにくいから」、「時間的なゆとりがほしいから」、「配偶者（パートナー）の意向」、「こどもがあまり好きではないから」、「こどもができないから」などの回答が前回の調査と比べて 10 ポイント以上高い結果となりました。

小学生の保護者においては「出産が年齢的に厳しいから」の割合も高い結果となっています。

◇理想的と考える人数のこどもを持てない・持たない理由



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和 5 年度・平成 30・25・20 年度、小学生の保護者：令和 5 年度)

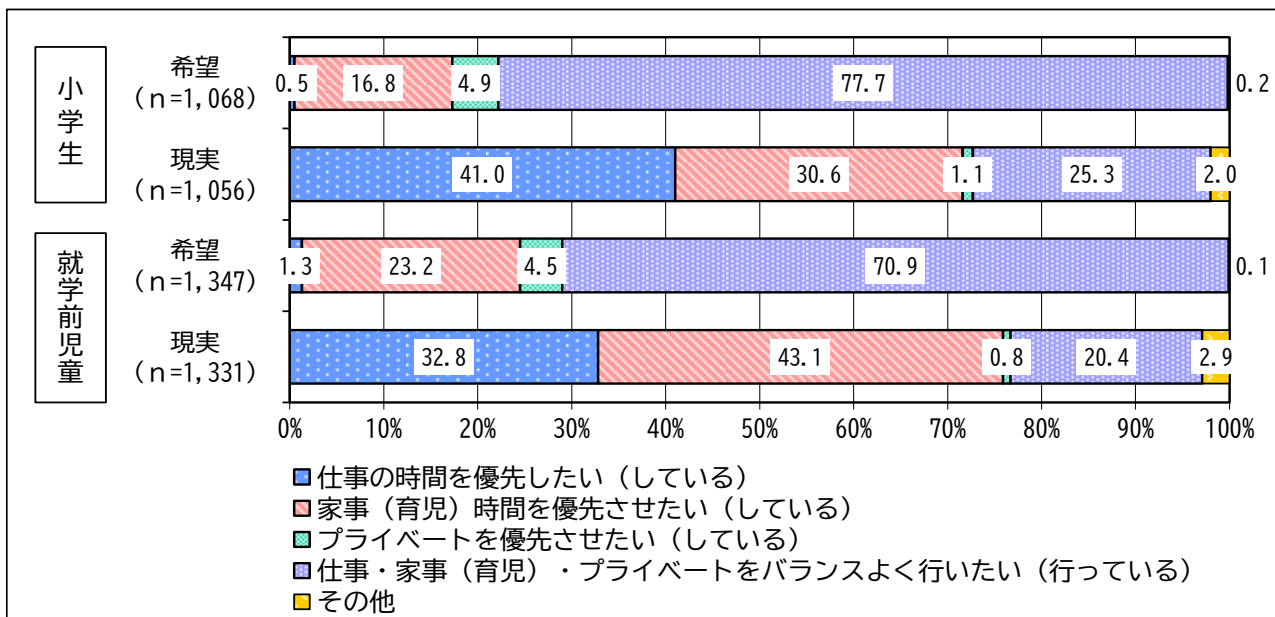
⑦「仕事の時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度

就学前児童・小学生の保護者ともに7割超が「仕事・家事（育児）・プライベートをバランスよく行いたい」と希望しています。

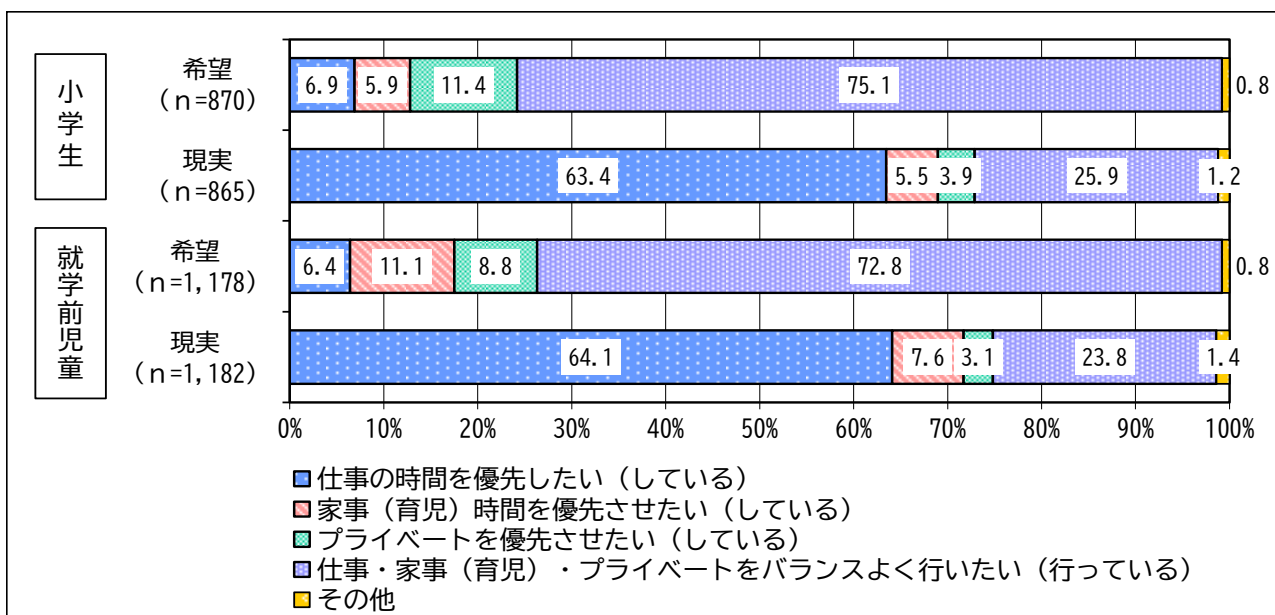
一方、現実には、母親は「家事（育児）時間を優先している」、「仕事の時間を優先している」がそれぞれ3～4割と高い比率となり、父親は、「仕事の時間を優先している」が約6割と高い比率となりました。

◇「仕事の時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度の希望と現実

【母親】



【父親】



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度、小学生の保護者：令和5年度)

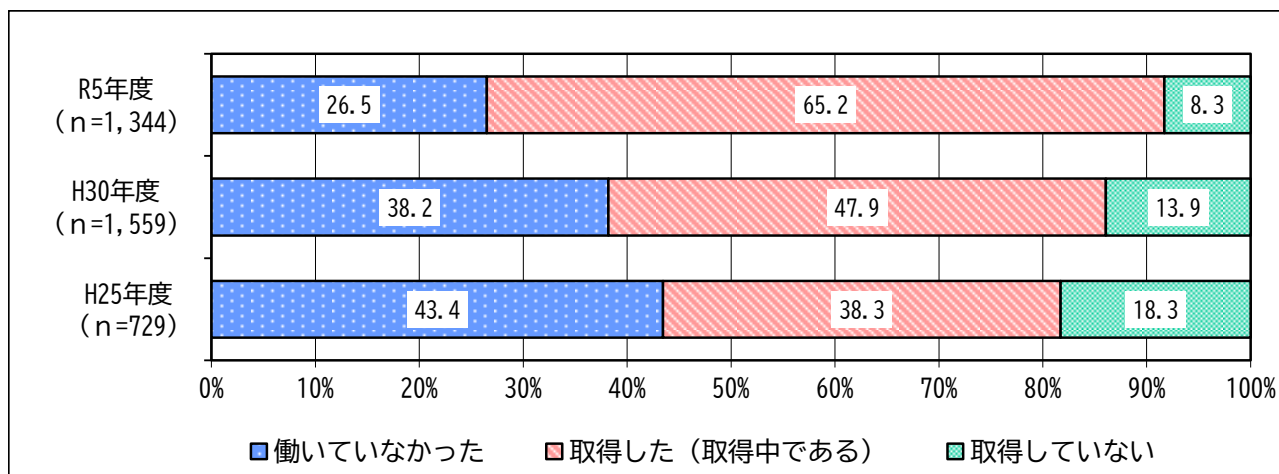
⑧育児休業の取得状況

就学前児童の母親は、「取得した(取得中である)」が 65.2%と高く、「取得していない」が 8.3%となっています。

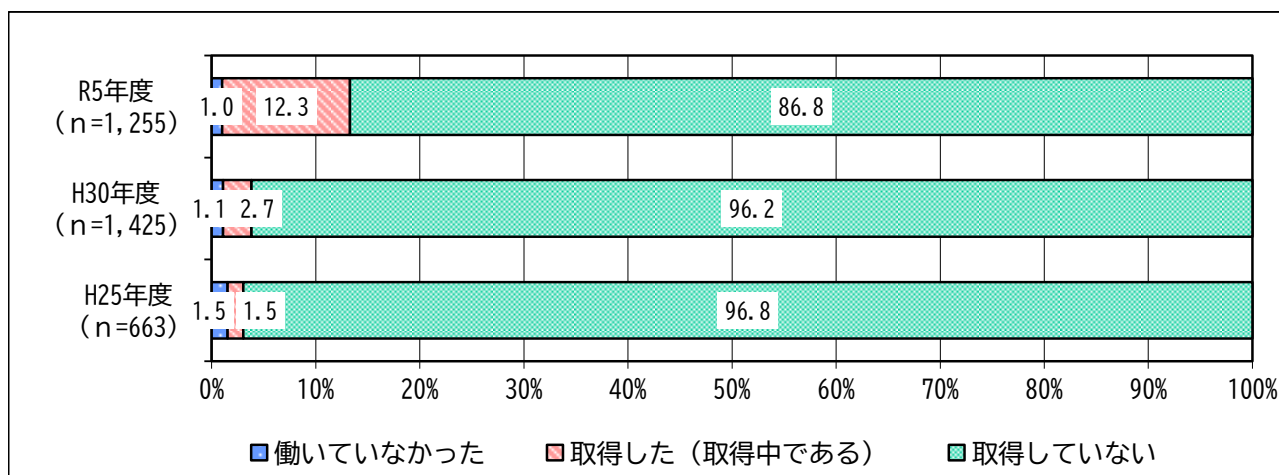
就学前児童の父親は、「取得していない」が 86.8%と高いものの、「取得した(取得中である)」は 12.3%と前回の 2.7%から 9.6 ポイント増加しています。

◇育児休業の取得状況

【母親】



【父親】



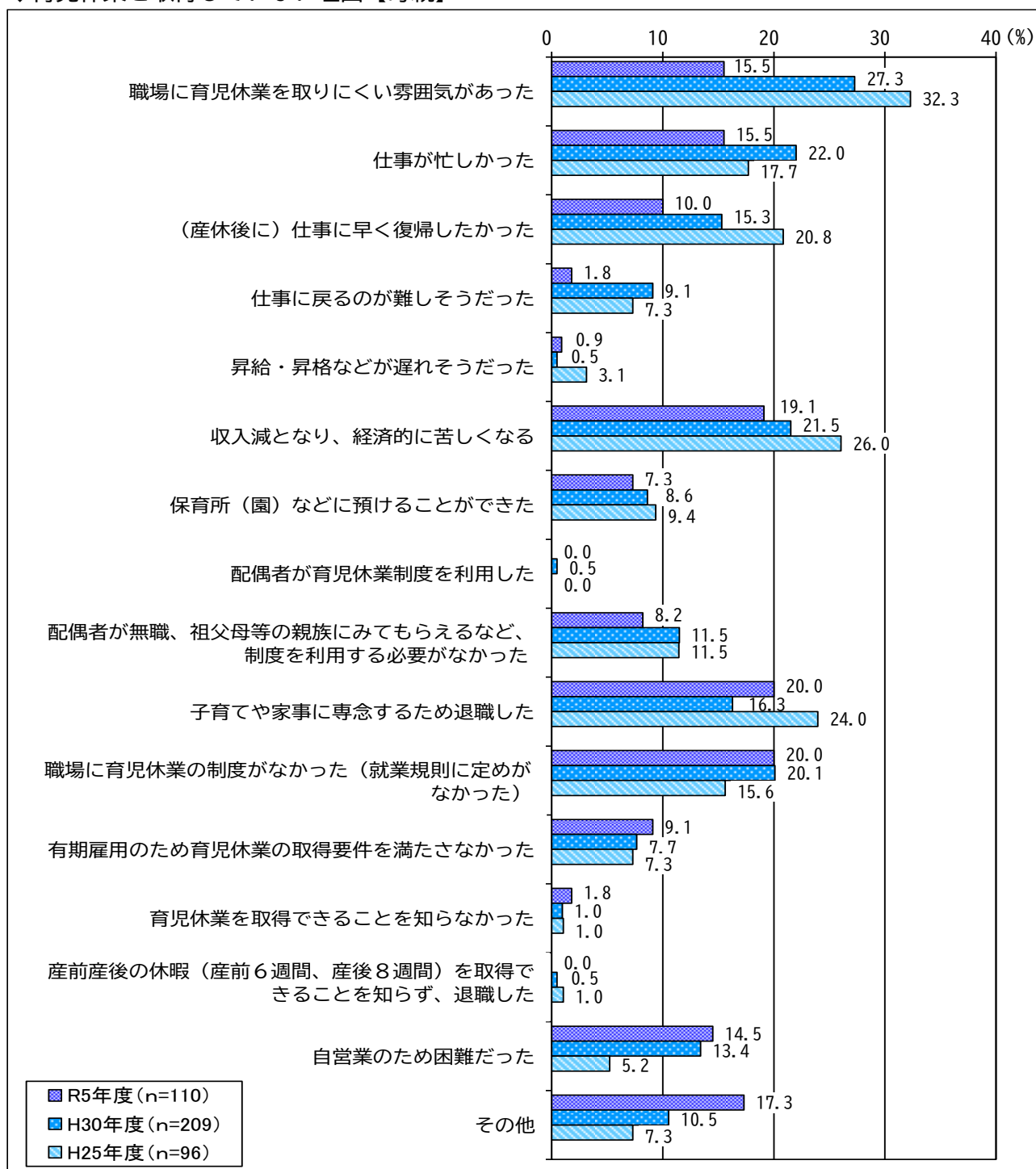
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25年度)

⑨育児休業を取得していない理由

就学前児童の母親が育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.0%、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が19.1%となっています。

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（15.5%）など多くは前回から比率が減少していますが、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」は前回（20.1%）と同様の比率となっています。

◇育児休業を取得していない理由【母親】

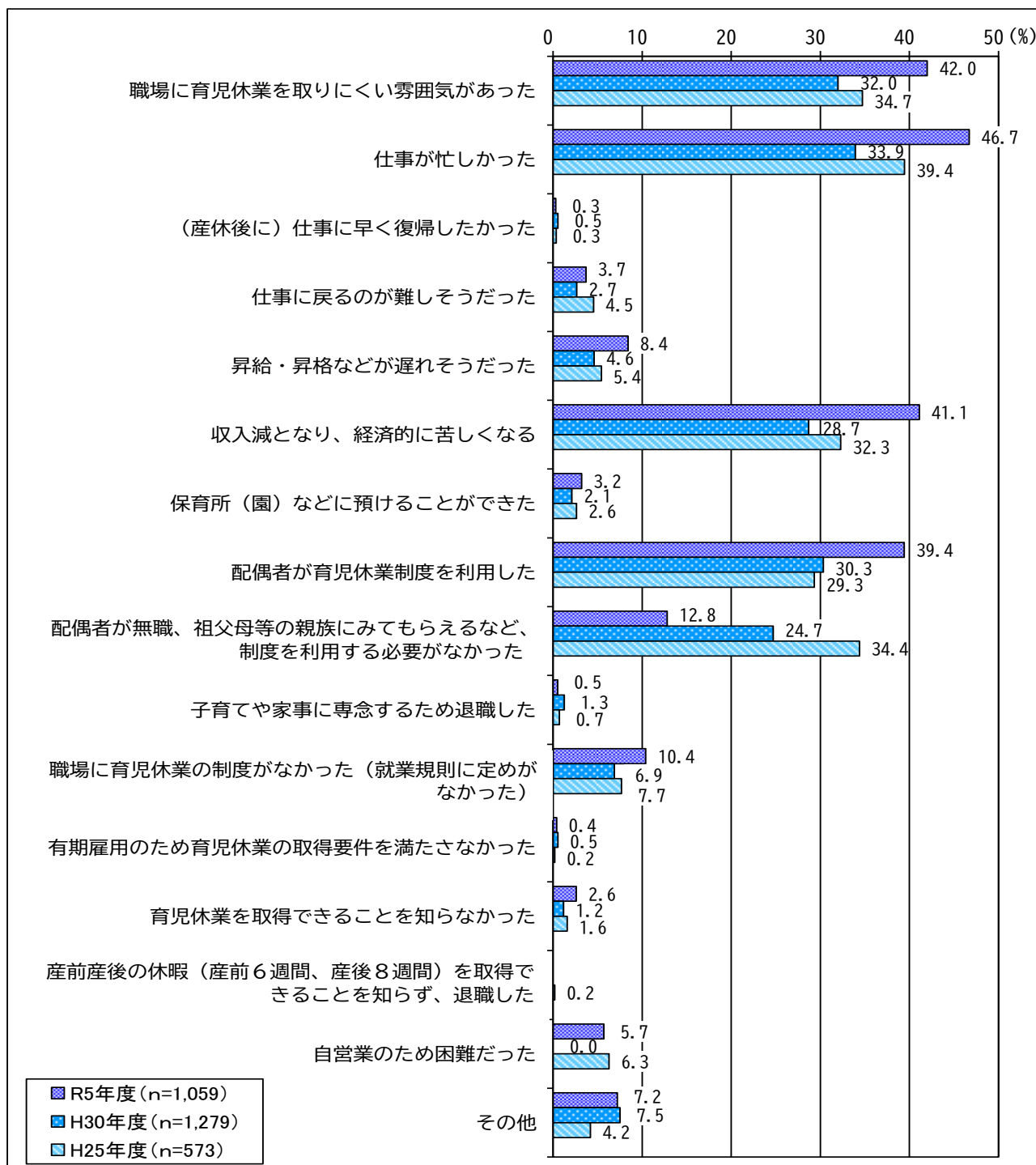


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25年度)

就学前児童の父親は、「仕事が忙しかった」が46.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が42.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が41.1%となっています。

いずれの回答も前回調査を大きく上回る比率となっています。

◇育児休業を取得していない理由【父親】

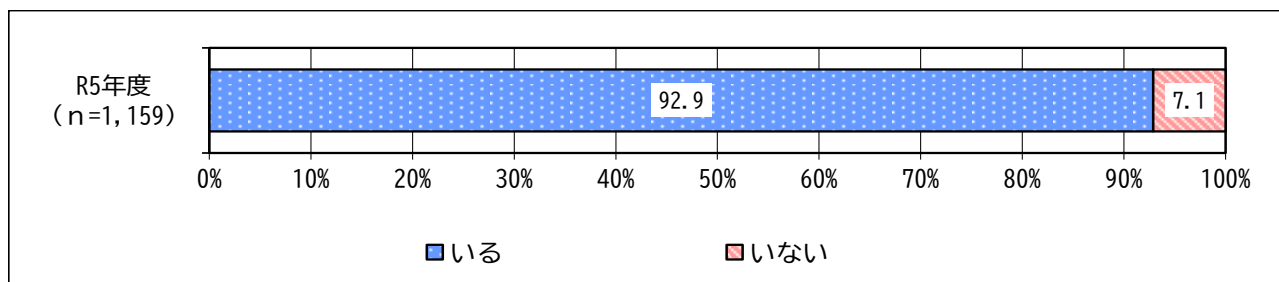


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者：令和5年度・平成30・25年度)

【中学生及び高校生調査】

①気軽に相談できる人（場所）の有無

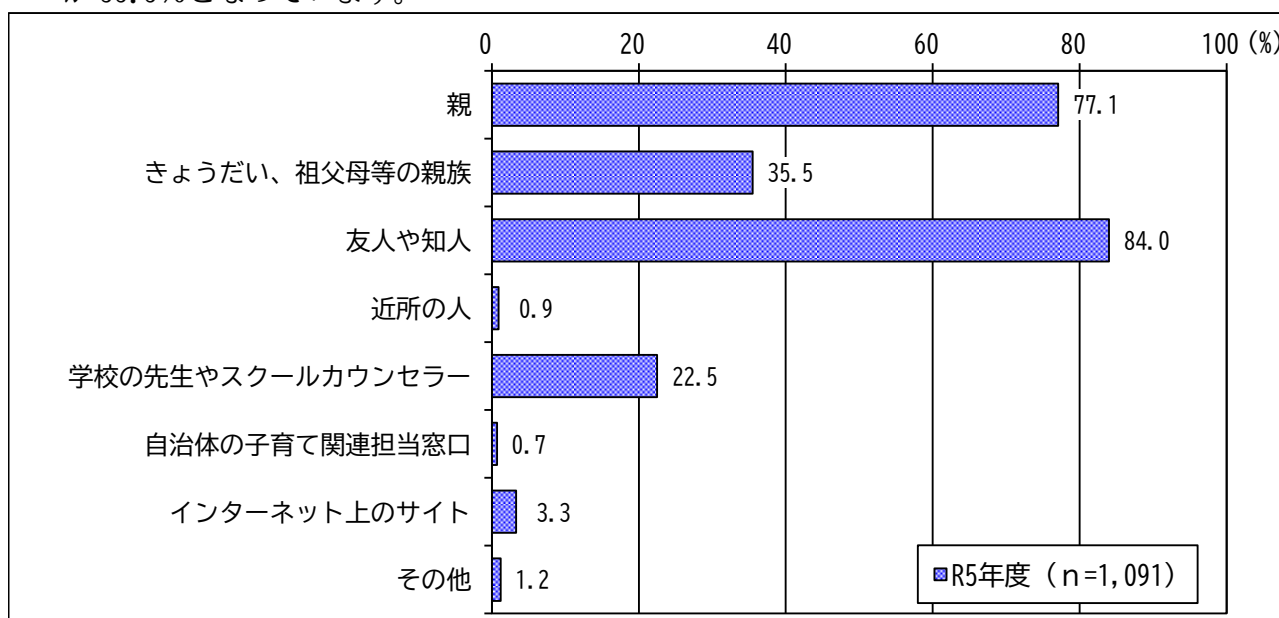
「いる」は92.9%、「いない」は7.1%となっています。



資料：中高生調査(令和5年度)

②気軽に相談できる先

「友人や知人」が84.0%と最も高く、次いで「親」が77.1%、「きょうだい、祖父母等の親族」が35.5%となっています。



資料：中高生調査(令和5年度)

③放課後や休みの日の主な過ごし方

平日の放課後の過ごし方は、「学校のクラブ活動、部活動」が71.3%と最も高く、次いで「ゲーム、PC、スマートフォンで遊んでいる」が70.3%、「勉強(自宅、学習塾、予備校など)」が57.0%となっています。

学校が休みの日の過ごし方は、「ゲーム、PC、スマートフォンで遊んでいる」が78.7%と最も高く、次いで「読書や音楽などの好きなこと(趣味)をしている」が61.9%、「学校のクラブ活動、部活動」が59.1%と続いており、平日の放課後と比較すると「遊び」や「趣味」、「外出」の比率が高くなりました。

◇主な過ごし方

平日の放課後		学校が休みの日	
学校のクラブ活動、部活動	71.3%	ゲーム、PC、スマートフォンで遊んでいる	78.7%
ゲーム、PC、スマートフォンで遊んでいる	70.3%	読書や音楽などの好きなこと(趣味)をしている	61.9%
勉強(自宅、学習塾、予備校など)	57.0%	学校のクラブ活動、部活動	59.1%
読書や音楽などの好きなこと(趣味)をしている	52.4%	勉強(自宅、学習塾、予備校)	56.3%
友達とのおしゃべり(電話やSNS)	42.3%	家族との外出(遊び、買い物など)	53.6%

資料：中高生調査(令和5年度)

④放課後や学校が休みの日に勉強する主な場所

平日の放課後に勉強する主な場所は、「自宅」が95.0%と最も高く、次いで「学習塾、予備校」が20.6%であり、他は10%未満となっています。

学校が休みの日に勉強する主な場所は、「自宅」が96.9%と最も高く、次いで「学習塾、予備校」が13.8%、「カフェ、店舗内イートインスペースなど」が10.8%、「図書館(学校の図書館をのぞく)」が9.9%などとなっており、「学習塾、予備校」以外は平日の放課後の比率を上回っています。

◇勉強する場所

平日の放課後		学校が休みの日	
自宅	95.0%	自宅	96.9%
学習塾、予備校	20.6%	学習塾、予備校	13.8%
カフェ、店舗内イートインスペースなど	5.7%	カフェ、店舗内イートインスペースなど	10.8%
図書館(学校の図書館をのぞく)	4.1%	図書館(学校の図書館をのぞく)	9.9%
商業施設内の自習・読書スペース	2.3%	商業施設内の自習・読書スペース	2.8%

資料：中高生調査(令和5年度)

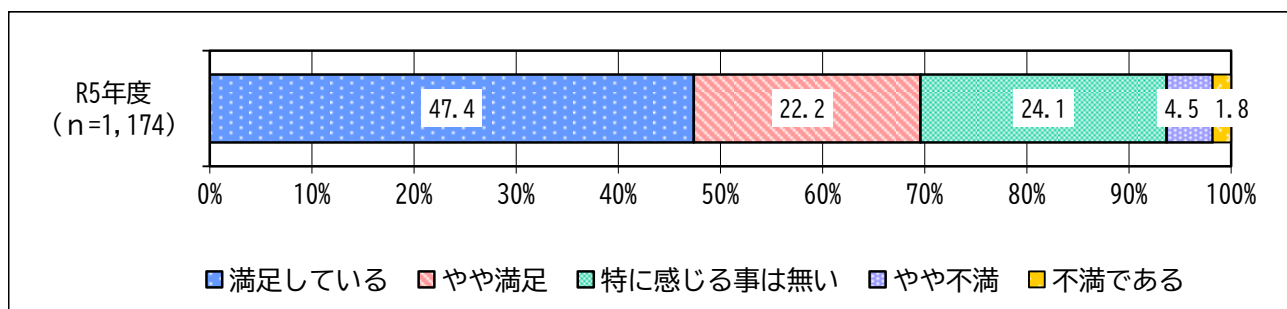
⑤放課後や学校が休みの日の過ごし方(居場所)について

平日の放課後の過ごし方(居場所)については、「満足している」が 47.4%と最も高く、次いで「やや満足」が 22.2%、「特に感じることは無い」が 24.1%となっています。

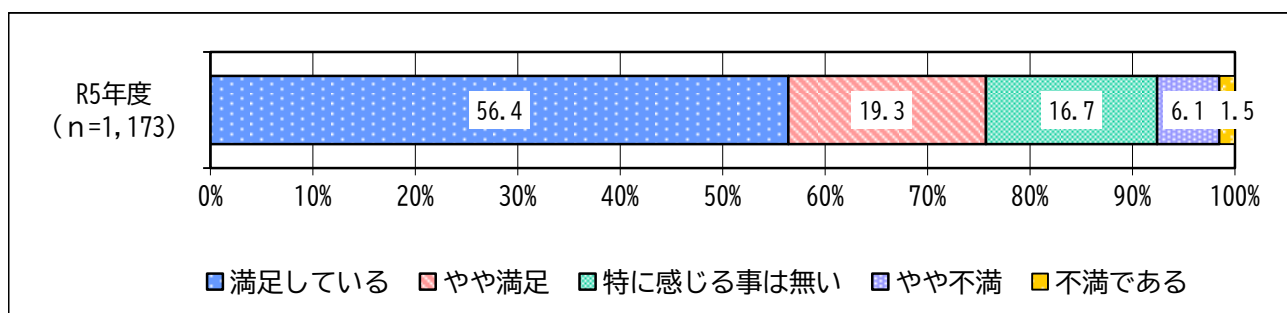
学校が休みの日の過ごし方(居場所)については、「満足している」が 56.4%と最も高く、次いで「やや満足」が 19.3%、「特に感じることは無い」が 16.7%となっています。

「中心市街地」や「中学校」の休日で満足度が高く、一方、「高等学校」や、「周辺部」の休日は不満の度合いが高い結果となりました。

◇平日の放課後



◇学校が休みの日



資料：中高生調査(令和5年度)

◇地区別・学校別居場所の満足度

区 分			満足している	やや満足	特に感じることは無い	やや不満	不満である
地区別	中心市街地	平日	49.8%	24.9%	19.9%	3.9%	1.4%
		休み	63.2%	21.1%	9.6%	3.9%	2.1%
	周辺部	平日	46.5%	21.3%	25.7%	4.5%	1.9%
		休み	54.3%	18.7%	19.2%	6.6%	1.2%
学校別	中学校	平日	53.5%	17.0%	25.4%	2.9%	1.1%
		休み	63.2%	15.0%	17.7%	3.1%	1.1%
	高等学校	平日	40.1%	28.1%	22.8%	6.4%	2.6%
		休み	48.6%	24.1%	15.7%	9.7%	1.8%

※地区別の区分：行仁地区、鶴城地区、謹教地区、城北地区、日新地区の5地区を「中心市街地」とし、それ以外の地区を「周辺部」として集計している。

資料：中高生調査(令和5年度)

⑥放課後や学校が休みの日に、自分の周り(家や学校の近く)にあったらいいと思う場所

平日の放課後では「静かに落ち着いて過ごせる場所」が56.7%と最も高く、次いで「スポーツや外遊びなど身体を思いっきり動かせる場所」が44.6%となっています。

学校が休みの日は「スポーツや外遊びなど身体を思いっきり動かせる場所」が61.7%と最も高く、次いで「静かに落ち着いて過ごせる場所」が51.0%となっています。

◇あったらいいと思う場所

平日の放課後		学校が休みの日	
静かに落ち着いて過ごせる場所	56.7%	スポーツや外遊びなど身体を思いっきり動かせる場所	61.7%
スポーツや外遊びなど身体を思いっきり動かせる場所	44.6%	静かに落ち着いて過ごせる場所	51.0%
友人がたくさん集まってくるような場所	38.3%	友人がたくさん集まってくるような場所	47.0%
自然や緑に触れ合える場所	20.7%	音楽やダンスなど、家ではできない趣味をできるような場所	27.4%
音楽やダンスなど、家ではできない趣味をできるような場所	18.1%	自然や緑に触れ合える場所	25.7%

資料：中高生調査(令和5年度)

⑦放課後や休日に利用できる場所に、あったらよいと思う機能(サービス)

平日の放課後では「利用したいときに気軽に利用することができる」が79.0%と最も高く、次いで「お金をかけずに過ごす事ができる」が77.1%、「飲食ができる」が62.6%となっています。

学校が休みの日についても「利用したいときに気軽に利用することができる」が82.9%と最も高く、次いで「お金をかけずに過ごす事ができる」が73.3%、「飲食ができる」が71.4%となっています。

◇あったらいいと思う場所

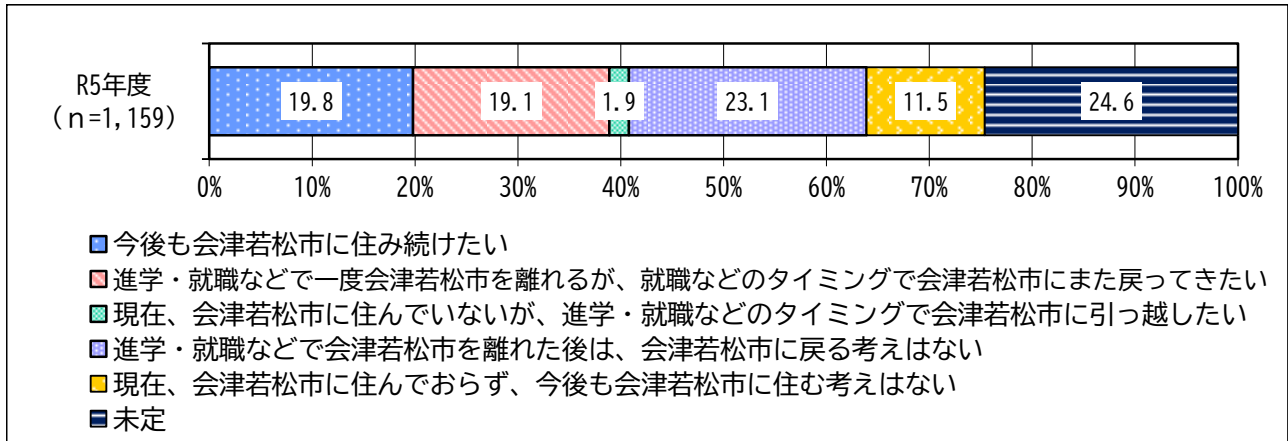
平日の放課後		学校が休みの日	
利用したいときに気軽に利用することができる	79.0%	利用したいときに気軽に利用することができる	82.9%
お金をかけずに過ごす事ができる	77.1%	お金をかけずに過ごす事ができる	73.3%
飲食ができる	62.6%	飲食ができる	71.4%
漫画やDVDを見たり、インターネットが利用できる	40.2%	漫画やDVDを見たり、インターネットが利用できる	50.6%
夜間(午後8時ごろまで)も利用することができる	38.3%	夜間(午後8時ごろまで)も利用することができる	44.7%

資料：中高生調査(令和5年度)

⑧会津若松市に住むことについて

「会津若松市に住み続けたい」が19.8%であり、「会津若松市にまた戻ってきたい」(19.1%)及び「会津若松市に引っ越したい」(1.9%)の回答の合計が全体の4割となっています。

一方、「会津若松市に戻る考えはない」(23.1%)と「今後も会津若松市に住む考えはない」(11.5%)を合わせて34.6%が本市には住まないとの回答となりました。



資料：中高生調査(令和5年度)

学校別にみると、高等学校は「会津若松市に住み続けたい」が12.4%など居留意向は中学校より低く、一方、「進学・就職などで会津若松市を離れた後は、会津若松市に戻る考えはない」(25.7%)や「現在、会津若松市に住んでおらず、今後も会津若松市に住む考えはない」(24.5%)などの比率は中学校より高くなっています。

◇学校別居留意向

区 分	今後も会津若松市に住み続けたい	進学・就職などで一度会津若松市を離れるが、就職などのタイミングで会津若松市にまた戻ってきたい	現在、会津若松市に住んでいないが、進学・就職などのタイミングで会津若松市に引っ越したい	進学・就職などで会津若松市を離れた後は、会津若松市に戻る考えはない	現在、会津若松市に住んでおらず、今後も会津若松市に住む考えはない	未定
中学校	25.9%	20.6%	0.6%	20.9%	0.3%	31.6%
高等学校	12.4%	17.6%	3.4%	25.7%	24.5%	16.5%

資料：中高生調査(令和5年度)

⑨会津若松市に戻らない、住まない理由

「商業施設や遊び場がないから」が73.6%と最も高く、次いで「行きたい学校・就きたい仕事がないから」が62.0%、「大都市に住みたいから」が57.4%となっています。

高等学校では「行きたい学校・就きたい仕事がないから」が最も高くとなっています。

◇会津若松市に戻らない、住まない理由

中学校		高等学校	
商業施設や遊び場が少ないから	73.6%	行きたい学校・就きたい仕事がないから	52.4%
行きたい学校・就きたい仕事がないから	62.0%	商業施設や遊び場が少ないから	49.4%
大都市に住みたいから	57.4%	大都市に住みたいから	39.0%
交通の便がわるいから	41.9%	交通の便がわるいから	33.7%
会津若松市への愛着がないから	23.3%	会津若松市への愛着がないから	23.6%

資料：中高生調査(令和5年度)

⑩居場所への意見、会津若松市をどんなまちにしたいか、会津若松市でどんな教育を受けたいか、どんな大人になりたいかなどについての意見（抜粋）

自分たちだけでなく、様々な世代の人にとっての暮らしやすさや魅力に言及した意見が多くみられました。

娯楽施設や商業施設の不足を指摘する意見が多い一方で、地元への愛着が感じられる意見が多数みられました。

【居場所】

気軽に利用できる 体を動かせる
市外に行かなくても満足できる
若者が地元に残ってくれるような施設
(映画館、ショッピングモールなど)

【どんな人になりたいか】

会津若松市を支える 次世代へ伝えられる
人の意見を聞き自分の意見も大切にできる
人の気持ちがわかる 困っている人に寄り添える
地域の役に立つ 人を笑顔に 心を強く
進んで行動できる 自由に暮らす

【どんなまちにしたいか】

高校生向けの店がある 交通機関が発達 安全に過ごせる 教育を重視
次の世代の学生たちが満足するような施設があれば将来戻ろうと思う気持ちが強くなる
歴史を守りながら発展 武道や哲学を受け継ぐ／最先端技術を活用 ほど良い田舎であれ
明るい雰囲気や居場所がある 笑い合って明るく過ごせる
こどもから高齢者まで住みやすい ボランティア活動やイベントが積極的に開催
障がいのある人にやさしい・仕事がある・自分らしく豊かな人生を送れる
若者が好きな施設 音楽やラジオが流れる通り スポーツできる場があふれる

3 課題や今後の方向性★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(1) こども・若者の人口動向等から

○こども・若者の人口減少対策は喫緊の課題

- ・こども・若者の人口は、減少傾向にあります。
- ・「夫婦とこどものみの世帯」は減少し、単独世帯が増加しています。

今後の方向性

【基本施策】

(14) 結婚・出産を希望する方や移住・定住への支援_P50

○未婚率、合計特殊出生率の改善に向けた取組が求められている

- ・出生数は減少し、合計特殊出生率は過去最低水準の 1.32（令和4年）となっています。
- ・未婚率は男女とも各年代で上昇し、晩婚化が進行しています。

今後の方向性

【基本施策】

(14) 結婚・出産を希望する方や移住・定住への支援_P50

○社会生活を営む上で困難を有する若者への支援が必要

- ・若年無業者（ニート）の若者は令和2年で 396 人、人口に占める割合は 0.34%と近年で最も高い値となっています。

今後の方向性

【基本施策】

(15) 悩みを抱える若者への支援_P52

(2) ニーズ調査の結果から

【就学前児童・小学生の保護者】

○子育てに関する不安感や負担感の解消が必要

- ・子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は、就学前児童・小学生の保護者いずれも過半数を占めています。
- ・不安や負担に思う理由は「子育てで出費がかさむ」や「自分の趣味や娯楽を気楽に楽しめない」、「気の休まる時間がない。子育ては根気がいるなど、精神的に負担が大きい」が高い割合となっています。

今後の方向性

【基本施策】

(16) 経済的支援_P53

(18) 地域における子育て支援_P56

○気軽に相談できる場所が求められている

- ・気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」は、就学前児童の保護者は4.2%、小学生の保護者は13.6%となっています。
- ・就学前児童の保護者の相談先は、「親族」や「友人・知人」、「保育士・幼稚園教諭」の比率が高く、「自治体等の担当窓口」は3.3%、「子育て支援施設」は8.6%などとなっています。

今後の方向性

【基本施策】

- （8）妊娠・出産・子育て期にかかる相談や健診の充実_P42
- （18）地域における子育て支援_P56

○理想のこどもの人数を持つための施策が求められている

- ・就学前児童・小学生の保護者いずれも理想と考えるこどもの人数は「3人」が最も高く、実際に持とうとしている（持っている）こどもの人数は「2人」が最も高くなっています。
- ・理想と考える人数のこどもを持てない理由は、「養育費」や「教育費」の経済的負担や「精神的・肉体的負担が大きいから」の割合が高くなっています。

今後の方向性

【基本施策】

- （16）経済的支援_P53
- （18）地域における子育て支援_P56

○「ワークライフバランス」の実現が望まれている

- ・約7割の保護者が「仕事・家事（育児）・プライベートをバランスよく行いたい」と希望していますが、現実には母親が「家事が優先」、父親は「仕事が優先」が多い状況にあります。

今後の方向性

【基本施策】

- （17）共働き・共育て・男女共同参画の推進_P55

○「育児休業」を取得しやすい職場環境づくりが求められている

- ・育児休業の取得状況は、母親の65.2%に対し、父親は前回の2.7%から9.6ポイント増加しているものの12.3%となっています。
- ・取得していない理由は、母親の「職場に育児休業の制度がなかった」（20.0%）や父親の「仕事が忙しかった」（46.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（42.0%）などが依然として高く、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要です。

今後の方向性

【基本施策】

- （17）共働き・共育て・男女共同参画の推進_P55

【中高生調査】

○気軽に相談できる場所が必要

- ・気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」は7.1%でした。
- ・相談先は「友人・知人」や「親」が約8割、「学校の先生やスクールカウンセラー」が約2割などとなっています。

今後の方向性

【基本施策】

- （6）こどもの貧困対策_P40
- （12）いじめ・不登校等への対策_P47

○「静かに落ち着いて過ごせる場所」（平日）や「スポーツなど身体を思いっきり動かせる場所」（休日）を希望する声大きい

- ・放課後や学校が休みの日の過ごし方（居場所）について、満足度は約7割超、不満度は約7%となっています。
- ・平日は「静かに落ち着いて過ごせる場所」が、休日は「スポーツや外遊びなど身体を思いっきり動かせる場所」を希望する声が多くありました。

今後の方向性

【基本施策】

- （4）こども・子育て環境の整備_P37
- （11）こどもの居場所づくりの推進_P46

○若者が地域に愛着を持ち、生活していくための施策が重要

- ・会津若松市に「住み続けたい」、「また戻ってきたい」、「引っ越したい」の回答の合計は全体の約4割となっています。
- ・会津若松市に住まない・戻らない理由は、「商業施設や遊び場がないから」や「行きたい学校・就きたい仕事がないから」という声が多くありました。

今後の方向性

【基本施策】

- （2）多様な遊びや体験活動の推進_P34
- （13）就労支援_P49

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた

「こども・若者」が育つまち

あいづわかまつ

これまで本市が掲げてきた基本理念を引き継ぎながら、本市の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生き方を送ることができるまちを目指します。



2 基本目標☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

計画の基本理念の実現には、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援することが重要です。そのため、次の3つを基本目標とし、施策を体系づけます。

基本目標1 ライフステージを通した重要事項の推進

こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、全てのライフステージで共通する重要事項に取り組んでいきます。

基本目標2 ライフステージ別の重要事項の推進

ライフステージ特有の課題に対応するための重要事項に取り組んでいきます。

基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要事項の推進

子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるための重要事項に取り組んでいきます。

★計画に用いる「こども・若者」の定義

「こども」：心身の発達の過程にある者（こども基本法）

「若者」：思春期、青年期の者（子ども・若者育成支援推進法）

◇計画に用いる「ライフステージ」の定義

「乳幼児期」：義務教育年齢に達するまで

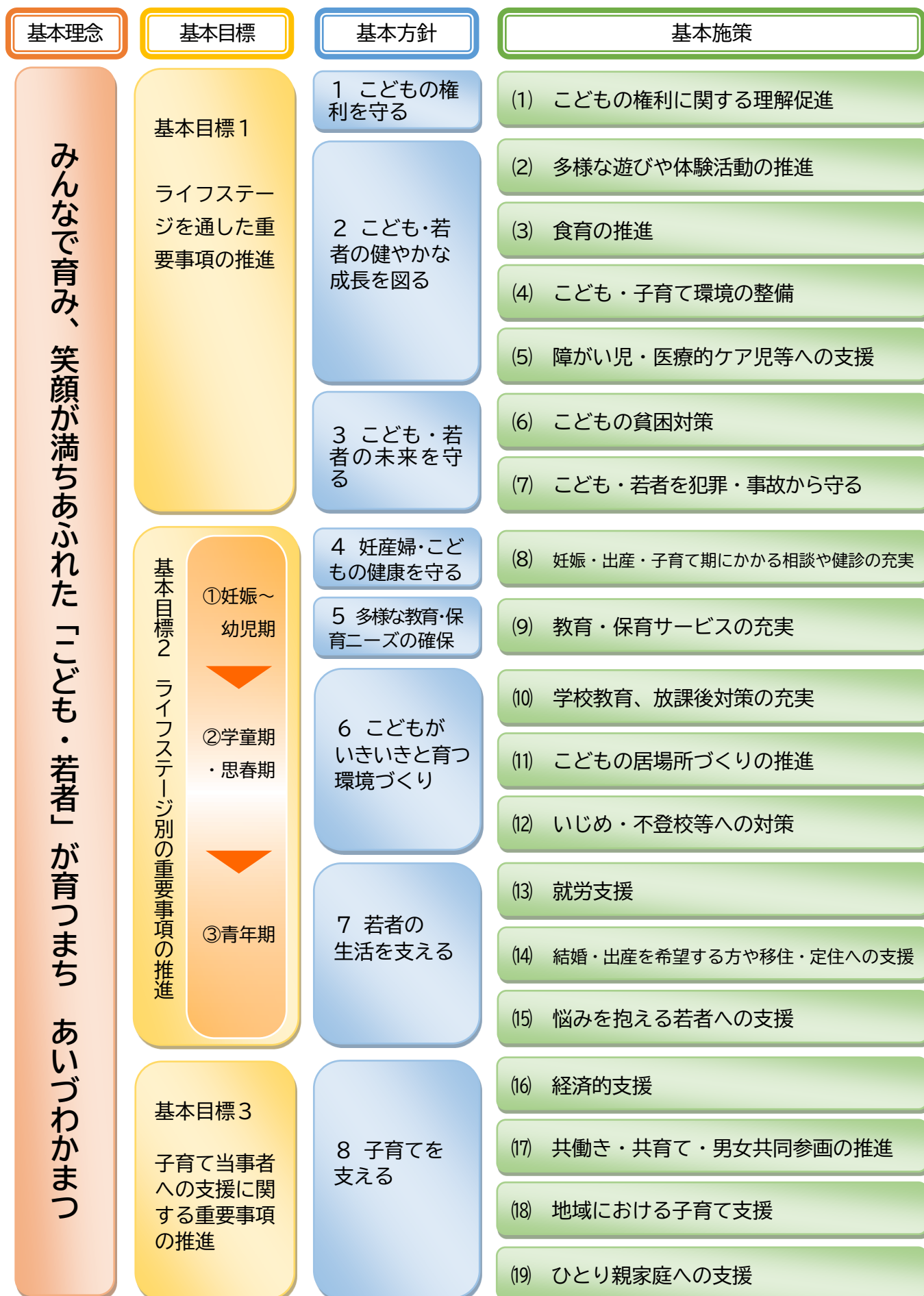
「学童期」：小学生

「思春期」：中学生～おおむね18歳まで

「青年期」：おおむね18歳～30歳まで ※ポスト青年期（40歳未満まで）を含む



3 施策体系☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



第4章 施策の展開

【基本目標1 ライフステージを通じた重要事項の推進】

基本方針1 こどもの権利を守る☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(1) こどもの権利に関する理解促進

【課題】

次代の社会を担う全てのこども・若者は、誰からも尊ばれ、愛情で守られるべき、かけがえない存在です。「こども基本法」の基本理念に基づき、個人としての尊厳が大切にされ、心身ともに健やかに育成される社会をつくる必要があります。

【方針】

要保護児童対策地域協議会等により関係機関と連携しながら、全てのこどもの生命・生存・発達の保障に努めるとともに、こどもの年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会と社会的活動に参画する機会の確保を図ります。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
こどもの権利を尊重する意識づくり	こども家庭課	チラシの配布や市政だよりへの掲載、講演会等の開催により、こどもの権利の啓発と、こどもへの暴力防止のためのプログラムワークショップを実施します。	○	○		○
要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	児童虐待からこどもを守るため、関係機関と連携し、未然防止と実効性のある対応と児童虐待防止月間等に併せた「こどもの権利」の周知を図ります。	○	○		○
民生児童委員協議会	地域福祉課	児童の健全な育成を図るため、民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進するとともに、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有や連携のさらなる強化を図ります。	○	○		○
【追加】スクール議会	学校教育課	「こどもの権利条約」による意見表明権に基づき、本市の中学生が市政について学習し、地域について自らが考え、まちづくりへの様々な意見を提言することにより社会参画の場を創出します。		○		
【追加】小学生と市長との懇談会	学校教育課	次代を担うこどもたちと市長の自由な意見交換を通して、地域に興味を持ち、まちづくりについて自ら考える機会を創出します。		○		

基本方針２ こども・若者の健やかな成長を図る☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(２) 多様な遊びや体験活動の推進

【課題】

多様な遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、創造力や好奇心、コミュニケーション能力などを育み、人生をより深く生きる力が養われる重要なものです。

また、ニーズ調査の結果では、将来、本市に住むことを考えている中高生は約４割となっており、地域に対する愛着を育んでいくことが求められています。

【方針】

地域への愛着を持ち、健やかで心豊かなこども・若者の育成を図るため、多様な遊び・体験活動の機会を創出していきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
こども向けイベント等の情報提供	生涯学習総合センター	「會津稽古堂ホームページ」や「會津稽古堂Facebook」などの情報媒体を活用し、こどもの地域体験活動に関する情報や子育ての情報を提供します。	○	○	○	○
図書館イベント、新刊図書情報等の提供	生涯学習総合センター	「会津図書館ホームページ」や「会津図書館X(旧Twitter)」、市ホームページ等を活用し、情報を発信するとともに、「会津図書館だより」や「こどもとしょかんだより」の定期的な発行・配布により、図書館のイベントや新刊図書等の情報を提供します。	○	○	○	○
地域とつながる教育支援事業	学校教育課	市立幼稚園や市立学校のホームページである「あいづっこWeb」とその情報を便利に閲覧できるスマートフォンアプリ「あいづっこ+ (プラス)」により、学校での活動の様子をはじめ、学校や教育委員会からのお知らせなどの情報を配信します。	○	○		○
商店街等と連携した活動への支援	商工課	商店街と市民が連携し、まちなかへの出店やイベント等の開催により、子育て世代の交流や活動を促す取組に対して支援を行います。	○	○		○
指導児講習会	教育総務課あいづっこ育成推進室	子ども会育成会連絡協議会との共催で、地域子ども会会員を対象に、集団生活のルールやレクリエーション、会津の歴史や文化等について、集まった仲間たちとの班活動を中心に学び、子ども会活動をより充実させることを目的に開催します。		○		○
【追加】子どもまつりの開催	教育総務課あいづっこ育成推進室	ボランティア団体の協力のもと、こどもたちとその家族に手作りの広場での様々な体験を通し、のびのびと楽しめるまつりを提供します。		○		○

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】球技大会・雪まつりの実施	教育総務課あいづっこ育成推進室	各子ども会が参加するイベントとして、球技大会と雪まつりの開催を子ども会育成会連絡協議会に委託することで、遊びを通じ年齢や地区の異なるこどもたちの交流の場を提供します。		○		○
あいづわくわく学園グループ学習（小学校との交流会）	高齢福祉課	市主催の高齢者大学校である「あいづわくわく学園」において、伝承遊び・レクリエーションや給食をともに食べ、小学生との交流を図ります。		○		○
【追加】農業体験（市グリーンツーリズム・クラブ）	農政課	クラブ会員が田植えや稲刈りなどの農業体験の受け入れを行っています。本活動を通じて、本市農業への理解促進等を図ります。	○	○	○	○
地域学校協働本部事業	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後のこどもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「地域学校協働活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることでこどもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えています。		○		
子どもの読書活動の推進	生涯学習総合センター	家庭、地域、学校等が連携し、成長に応じてこどもの読書に親しむ機会や環境の充実を図り、こどもの読書活動推進に取り組みます。	○	○		○
各地区公民館事業	各地区公民館	地域ごとの特徴を活かして、自然体験や地域の催しへの参加、多世代交流などの取組を行っています。		○	○	○
国際交流推進事業	企画調整課	グローバルな視点を持った人材育成のためのプログラム（グローバル人材育成事業）を実施します。		○		
友好都市交流事業	企画調整課	友好都市を締結している荊州市と書画の交換などによる交流を行い、友好交流の促進を図ります。		○		
デジタル未来アート事業	企画調整課スマートシティ推進室	デジタルテクノロジーを活用した体験型イベント「デジタル未来アート展」の開催やプログラミング的思考について学べるワークショップの実施など、こどもたちの「遊びの場」と「学び場」を創出します。		○		
乳幼児とふれあう機会の提供	こども保育課	市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などからの職場体験・インターンシップの依頼を受け、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等を体感できるよう配慮した取組を行います。 また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。	○	○	○	○

(3) 食育の推進

【課題】

近年、生活様式の変化などにより、外食・中食の増加など、食生活の変化が見受けられ、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因した生活習慣病の増加などが懸念されています。

【方針】

こどもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。乳幼児期から学童・思春期、青年期など発達段階に応じた望ましい食習慣や、食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身につけることができるよう、食育の推進に取り組んでいきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
各年齢に応じた食育の推進	こども保育課／学校教育課／学校保健給食室	教育・保育施設等や各学校において、毎年度、市食育推進計画に沿った食育全体計画を策定し、各年齢に応じた食育の取組を推進します。	○	○		○
食育推進事業	健康増進課	こども・子育て世代が必要とする食に関する情報を提供します。また、会津若松市食育推進計画に基づき、こども・子育て世代に向けた食育を推進します。	○	○	○	○

(4) こども・子育て環境の整備

【課題】

ニーズ調査の結果では、就学前児童・小学生の保護者から「遊具の種類が充実していない」、「天気が悪い時（雨や雪の日）に遊ばせられない」といった遊び場に対する意見が寄せられており、中高生からは、平日の放課後は「静かに落ち着いて過ごせる場所」が、休日は「スポーツや外遊びなど体を思いっきり動かせる場所」を希望する声が多くありました。

【方針】

安全・安心に遊べる公園等の整備、こどもの屋内遊び場を核とした多様な機会と環境の提供、公営住宅の供給など、様々な施策を講じながら、全てのこども・若者・子育て世代が暮らしやすい環境の整備に取り組みます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
公園の維持・管理	まちづくり整備課	こどもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても、バリアフリー化、遊具等の適切な補修や更新により、安全、安心な公園施設の維持に努めます。また、障がいの有無に関わらず、誰でも利用できるインクルーシブ遊具の導入なども検討していきます。	○	○	○	○
屋内遊び場	こども保育課	市が作成する子育てガイドブックや子育てポータルサイト等を活用しながら、屋内で遊べる公共施設や民間施設、地域子育て支援センター等について、情報発信を行います。	○	○	○	○
地域子育て支援センターの充実	こども保育課	豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。	○	○		○
公営住宅の維持管理	建築住宅課	公営住宅の維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保を図ります。（子育て、多子、ひとり親家庭への優遇あり）	○	○	○	○
特定優良賃貸住宅供給促進事業	建築住宅課	中堅所得者等の居住する優良な公的賃貸住宅の供給の促進と、募集案内の周知に努め、ファミリー借家世帯等の居住水準の向上を図ります。	○	○	○	○
安全な交通環境の整備	道路課	全ての人が安心して外出できるようバリアフリー化や、道路の移動等円滑化の推進を図るとともに、事故多発エリアにおける歩道整備等により安全な交通環境の整備を図ります。	○	○	○	○

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【新規】県立病院跡地利活用事業	企画調整課	年齢、障がいの有無に関わらず、成長に合わせて多様な過ごし方ができる居場所の提供やこどもたちが多様な遊びの要素とチャレンジできる機会の提供、様々な方との相互理解や多世代交流を深められる環境の提供など、こどもの屋内遊び場を核とした公共施設の整備に取り組めます。	○	○	○	○
【追加】青少年健全育成事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	家庭、学校、地域、青少年関係団体などと協働・連携して青少年の健全育成を推進します。		○	○	○

(5) 障がい児・医療的ケア児等への支援

【課題】

ニーズ調査において、就学前児童・小学生の保護者の約15%が子育てに関して不安や負担に思う理由に「こどもの病気や発達、障がいなどに不安がある」と答えており、発達への不安や障がいのあるこどもとその家族への支援が求められています。

また、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこども（医療的ケア児）やその家族が身近な地域で安心して生活できる体制が求められています。

【方針】

障がいや発達に不安のあるこどもが個々の障がいや特性に応じた支援を受けながら、家族と安心して生活できるよう、児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を整えます。

また、医療的ケア児とその家族の地域生活を支援するため、他分野にわたる支援の調整を行うコーディネーターを配置し、身近な地域で安心して生活できる環境の構築に努めます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
障がい児等に対する支援（障がい児通所支援等）	こども家庭課／障がい者支援課	障がいや発達への不安、医療的ケアなどの支援が必要なこども等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の提供、集団生活などへの適応等の支援を福祉サービスにより提供します。	○	○		○
障がい福祉サービスによる支援（障がい福祉サービス等）	障がい者支援課／こども家庭課	障がいがあるこどもや若者に対して、身近な地域で安心して生活できるよう、日常生活上の支援や活動の場の提供などの福祉サービスによる支援を行います。	○	○	○	
地域自立支援協議会	障がい者支援課／こども家庭課	各関係機関の連携を強化し、障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現のための仕組みづくりや「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の進行管理を行います。	○	○	○	○
障がい者総合相談窓口	障がい者支援課	障がいのあるこどもや障がいのある人、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じ、自立した生活を送ることができるよう援助します。	○	○	○	○
【追加】市立学校における医療的ケア児支援	学校教育課	市立学校における医療的ケア実施要綱に基づき、学校看護師や特別支援教育支援員を配置し、医療的ケアが必要な児童生徒への支援を行います。		○		○
【追加】特別支援教育支援員	学校教育課	特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校での日常生活動作の介助や学習活動上のサポート等の支援を行います。		○		○
教育支援委員会	学校教育課	早期からの教育相談や、その後の一貫した支援についても助言を行う相談機能の充実を図ります。		○		○
支援学校等への移動図書館の運行	生涯学習総合センター	県立会津支援学校や県立聴覚支援学校会津校へ月1回移動図書館を運行し、児童生徒に対し読書の機会を提供します。		○		

基本方針３ こども・若者の未来を守る☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

（６）こどもの貧困対策

【課題】

国が公表した「こどもの相対的貧困率」は11.5%（令和3年）となっており、依然として9人に1人が貧困状態にあると考えられ、こどもの貧困問題への対応は社会的な課題となっています。日々の食事や学習の機会を十分に得られない、進学を諦めざるを得ないといった、こどもの権利を侵害する貧困の解消が求められています。

【方針】

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、経済的支援、教育の支援、保護者に対する就労支援など、こどもの貧困対策に取り組みます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
就学援助制度	学校教育課	こどもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由で困窮している保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。		○		○
会津若松市奨学資金給与	教育総務課	能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者（中学3年生・後期課程9年生及び高等学校・高等専門学校3年生が対象）に対して、奨学資金を給与します。		○		○
板橋好雄奨学資金貸与	教育総務課	能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者（大学、短期大学、大学院に進学する者又は在学している者）に対して、奨学資金を貸与します。		○		○
子ども未来基金事業	こども家庭課	市民等からの寄附金を原資とした基金を活用し、地域の団体等によるこどもの健やかな育ちと子育てを支える活動に対して助成を行います。	○	○	○	○
【追加】子どもの学習・生活支援事業	地域福祉課	専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）のこどもへの学習支援を実施することにより、学習習慣の形成や基礎学力の向上等を図るとともに、保護者に対しても、学習や進学にかかる助言や家庭環境改善への働きかけを行っていきます。		○		○
生活困窮者自立支援事業	地域福祉課	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行います。			○	○

(7) こども・若者を犯罪・事故から守る

【課題】

全てのこども・若者が健やかに育つためには、犯罪被害や事故、災害から安全を確保することが重要です。

【方針】

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、地域と連携しながら、非行や犯罪被害の抑止力につなげるための施策や交通事故防止の施策を講じていきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
青少年問題協議会	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成等に関する総合的施策の適切な実施を期するため、関係団体及び行政機関等による審議・情報交換を行うことにより、相互の連携を密にしています。		○	○	
少年センター事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	関係機関との連携を図り、少年センター補導員による地域に密着した補導活動を行うとともに、犯罪発生の多い地域や時間帯に合わせた「あいづっこ青色パトロール」での見せる補導や、「あいべあ」での補導員への情報提供、研修会の開催により補導活動の充実を図り、少年非行と犯罪被害の抑止力として取り組んでいます。		○	○	
暴力追放事業	危機管理課	市内小・中・義務教育学校において、児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な被害を受けないようにする教育を行うよう各学校に依頼します。		○		
交通安全専門員事業	危機管理課	児童生徒の通学路における交通安全指導や、教育・保育施設等において講師として交通安全教育を推進します。また、自転車運転時のヘルメット着用など交通安全の普及に努めます。		○		
学校安全ボランティア活動支援事業	学校教育課	こどもの通学の安全確保に協力している地域の学校安全ボランティアに対して、活動のための消耗品等の支援を行います。		○		
通学路安全推進事業	学校教育課	通学路の安全を確保するため、「会津若松市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を実施するなど、関係機関が連携して通学路の安全確保に努めます。また、児童に防犯用ホイッスルを支給するとともに、児童生徒の安全確保のため、緊急事態発生時における連絡体制の整備を図ります。		○		

【基本目標２ ライフステージ別の重要事項の推進】

～ 妊娠～幼児期 ～

基本方針４ 妊産婦・こどもの健康を守る☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

（８）妊娠・出産・子育て期にかかる相談や健診の充実

【課題】

核家族化の進行や地域のつながりが希薄化する中で、安心して出産や子育てを行うためには、身近に相談できる人がいない方や子育てに不安を抱える妊婦・保護者を早期に把握し、切れ目のない支援につなげていくことが重要です。

【方針】

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の役割やベビーファースト宣言を踏まえて、産前産後から子育て期にわたって安心してこどもを産み・育てられるよう、継続的な相談体制を構築し、こどもの生育ステージに応じた切れ目のない支援につなげていきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】こども家庭センター	こども家庭課／健康増進課／こども保育課	安心してこどもを産み・育てられるよう、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携をし、切れ目のない支援を行います。	○	○	○	○
【追加】ベビーファースト宣言	こども家庭課	行政のみならず、事業所等をはじめ、地域と協力しながら、安全・安心に子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでいきます。	○	○	○	○
安全・安心な妊娠、出産への支援	健康増進課	母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦自身が妊娠中の健康管理を行い、安全・安心に出産が迎えられるよう情報の提供や、相談・訪問指導等による支援を行います。			○	○
妊産婦健康診査助成	健康増進課	妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診 15 回、産後 2 週間健診 1 回、1 か月健診 1 回の公費負担（助成）を行い、妊娠中の健康管理や経済的負担軽減を図ります。また、多胎妊娠をされた方が、既定の 15 回を超えて妊婦健診を受診した場合、費用の一部を助成します。			○	○

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
産後ケア事業	健康増進課	産後1年未満の母親と乳児を対象として、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児サポート等を行います。	○			○
新生児聴覚検査	健康増進課	新生児聴覚検査により聴覚障がいを早期に発見し、できる限り早い段階で適切な療育等が受けられるよう支援を行います。	○			○
乳幼児健康診査事業	健康増進課	乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身がこどもの成長発達を理解し、育児不安等が軽減できるよう支援を行います。	○			○
乳幼児健康相談・教室	健康増進課	乳幼児の健康相談や教室を実施し、健康に関する情報提供・相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が健康なからだをつくることができるよう支援を行います。	○			○
乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報の提供を行います。支援を必要とする家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けられるよう支援を行います。	○			○
養育支援訪問事業	こども家庭課	児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	○	○		○
ホームスタート事業	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。	○			○
【追加】子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行います。	○	○	○	○
5歳児発達相談事業	健康増進課	5歳児（年中児）の保護者に対して、発達に関する質問票を送付し、その回答をもとに、相談事業などを活用し、必要に応じてその後の医療、福祉、教育などのフォローアップにつなげていきます。	○			○
【追加】母子健康情報サービスOYACO plus	健康増進課	妊娠中・子育て中のご家族向けの健康支援・子育て支援サービスで、日々の育児の記録や写真を家族でシェアしたり、こどもの定期健診や予防接種の記録をアプリで確認することができます。	○			○
【新規】妊婦等包括相談支援事業	健康増進課	妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。	○			○
家庭児童相談室運営事業	こども家庭課	家庭や教育・保育施設、学校等からの家庭や児童の養育、児童虐待等の問題について、家庭相談員が相談・助言・指導を行います。	○	○		○

基本方針５ 多様な教育・保育ニーズの確保☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

（９）教育・保育サービスの充実

【課題】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、近年の共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育施設の利用意向が高まっています。

また、ニーズ調査の結果において、定期的な教育・保育事業の利用者は 85.5%と前回調査より 5 ポイント増加しています。

【方針】

質の高い教育・質の提供を図るための研修等の充実や潜在的待機児童の解消に向けた課題の解消、また、ＩＣＴ化による業務の負担軽減や保育補助者の雇用の支援などにより、教育・保育の現場の負担の軽減を図ることで、就労しながら子育てを希望する家庭を支える体制の充実に取り組みます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供	こども保育課	こどもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう受け入れ枠の確保や施設環境の充実に取り組みます。さらに、保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上を図ります。	○			○
延長保育	こども保育課	保育所や認定こども園などで、就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を行います。	○			○
一時預かり事業	こども保育課	教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。 幼稚園等で教育時間終了後に実施している預かり保育も、継続して取り組みます。	○			○
休日保育	こども保育課	日曜日・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。	○			○
子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に一定期間（宿泊含む）、養育・保護を行います。	○	○		○
へき地保育所運営事業	こども保育課	へき地の保育を必要とする児童を集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図ります。	○			○

～ 学童期・思春期 ～

基本方針6 こどもがいきいきと育つ環境づくり ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(10) 学校教育、放課後対策の充実

【課題】

次代を担う全てのこどもが豊かな人生を切り開き、次代の社会の創り手となることができるよう、健全に育つことができる学校教育等の充実が求められています。

【方針】

地域と連携・協働した学校運営の推進や幼保小連携事業の取組による切れ目のない支援、スポーツに親しみ健全な成長を図るための地域の実情に応じた環境の整備等に取り組みます。

また、こどもクラブにおいては、実施場所や支援員等の確保による待機児童の解消を図ります。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
学校運営協議会	学校教育課	学校運営協議会を通して、学校と保護者、地域住民が連携・協働して学校運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを推進します。		○		○
【追加】地域運動部活動推進事業・地域文化部活動推進事業	学校教育課	休日における部活動を地域の活動として実施できるようにするため、関係団体と連携し、「あいづっこスポーツ・文化教室」を実施し、学校、地域、関係団体等との協働による「地域総ぐるみでこどもを育てる」環境づくりを推進します。		○		○
【追加】子どもの学習・生活支援事業（再掲）	地域福祉課	専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）のこどもへの学習支援を実施することにより、学習習慣の形成や基礎学力の向上等を図るとともに、保護者に対しても、学習や進学にかかる助言や家庭環境改善への働きかけを行っていきます。		○		○
会津図書館による学校支援	生涯学習総合センター	小・中・義務教育学校の教育環境の整備に向け、学校教育課と連携し、学校図書館の訪問支援や、「学校支援図書セット」等の貸出を継続して実施します。		○		
保幼小連携事業	こども保育課／学校教育課	就学前施設から小学校へのスムーズな情報提供体制の確立や、「小1プロブレム」解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組みます。	○	○		
こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。		○		○

(11) こどもの居場所づくりの推進

【課題】

全てのこども・若者が相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

【方針】

ニーズ調査の中高生からの意見では、居場所への満足度について約7割から「満足している」、「やや満足」と回答がありましたが、居場所にあるとよい機能・サービスとして挙げられた「利用したいときに気軽に利用することができる」、「お金をかけずに過ごす事ができる」、「飲食ができる」等の意見を踏まえ、栄町第二庁舎などの既存施設の活用促進を図りながら、こどもの居場所づくりを推進していきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】ユースプレイス自立支援事業	地域福祉課	ひきこもり、ニートなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し居場所（ユースプレイス）を提供し、各種プログラムへの参加により、社会性を身につけ、将来的な就労、自立を目指します。		○	○	
地域学校協働本部事業（再掲）	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後のこどもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「地域学校協働活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることでこどもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えています。		○		
こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）（再掲）	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。		○		○
児童館事業	こども保育課	18歳以下のこどもを対象に、遊びや生活の援助、地域における子育て支援を行い、こどもの心身ともに健やかな成長を図ります。また、幼児クラブ等の実施により、保護者の育児に関する不安や悩みの解消と相互の交流を図ります。	○	○		○
【新規】県立病院跡地利活用事業（再掲）	企画調整課	年齢、障がいの有無に関わらず、成長に合わせて多様な過ごし方ができる居場所の提供やこどもたちが多様な遊びの要素とチャレンジできる機会の提供、様々な方との相互理解や多世代交流を深められる環境の提供など、こどもの屋内遊び場を核とした公共施設の整備に取り組みます。	○	○	○	○

(12) いじめ・不登校等への対策

【課題】

いじめは深刻な問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身の成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるものです。

ニーズ調査の結果では、中高生が気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」は 7.1%、気軽に相談できる人等は「学校の先生やスクールカウンセラー」が 22.5%となっています。

【方針】

学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携し、いじめの兆候を見逃さず、早期に発見し、適切に対応する必要があることから、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置により気軽な相談体制の拡充や兆候の早期発見に努めるとともに、命の尊さを伝えながら、いじめ等の未然防止に努めます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応できるようにするために、専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。		○		○
【追加】いじめ防止等のための対策	学校教育課	保護者、市民等及び関係機関との連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止等の充実を図ります。加えて、「あいづっこをいじめから守る委員会」を設置し、いじめ防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめについて専門的な見地から調査を行います。	○	○		○
適応指導・教育相談事業	学校教育課	不登校、いじめ、非行等の問題を解決するために、学校配置のスクールカウンセラー等と連携しながら、教育支援センター、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、家庭訪問等を通して、相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。 加えて、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童生徒のおかれた様々な環境（家庭・学校・地域等）に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用する等、体制の充実を図ります。		○		○
性教育の充実	学校教育課	小・中・義務教育学校において、性教育に関する全体計画・年間計画を作成し、これに基づき9年間を通して、関係教科、道徳、特別活動等において性教育を実施します。		○		
薬物乱用防止教育の充実	学校教育課	発達段階に応じた薬物乱用防止教育を実施します。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施します。		○		

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
青少年の心を育てる市民行動プラン事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」のさらなる周知・啓発を図るとともに、「市民総ぐるみ朝のあいさつ運動」などの実践活動を行います。		○	○	○

～ 青年期 ～

基本方針 7 若者の生活を支える☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(13) 就労支援

【課題】

国勢調査による本市の若年無業者（ニート）の割合は、令和2年に総人口の0.3%と、近年では最も高い比率となっています。

また、ニーズ調査の結果では、中高生が将来本市に戻りたくない理由として「行きたい学校・就きたい仕事がないから」という意見が挙げられており、若者が働ける環境の整備が求められています。

【方針】

若者が経済的な不安を抱くことなく、将来への展望を持って地元で生活できるよう、若者が活躍できる仕事の情報発信や創業支援、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地の整備などにより、若者の就労支援に努めます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】就職フェア in 会津	商工課	会津地域の求人企業と求職者のマッチングする場として合同就職面接会を開催します。			○	○
公共職業安定所との連携による就業支援の実施	商工課	会津若松公共職業安定所内のマザーズコーナーとの連携により、女性の就業に対して、きめ細かな支援に努めます。			○	○
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	商工課	国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。			○	○
支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等	商工課	各種の推進企業認証制度や表彰制度を設けている国や県との連携を図ることで、制度の周知や認証企業・表彰企業の情報を提供するなど、取組企業の周知を図るとともに、未実施の企業に対する取組への啓発に努めます。			○	○
【追加】チャレンジ企業応援補助金（創業枠）	商工課	市内で起業を予定している方や創業して間もない方に創業などに必要な経費を支援します。			○	○
【新規】新たな工業団地の整備	企業立地課	雇用機会の創出を図るため、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地の整備を進めます。			○	○

(14) 結婚・出産を希望する方や移住・定住への支援

【課題】

全国的な少子化の進行、人口減少は深刻な状況であり、主な原因として未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われています。

本市の将来を「活力ある地域」とするためには、若者の移住・定住促進が必要です。

【方針】

結婚のきっかけとなる出会いの機会・場の創出を支援するとともに、他地域からの若者の移住を促す施策に取り組んでいきます。

また、結婚や出産を希望する若者の増加につながるよう、結婚・子育てに対する魅力を伝える手法について研究していきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】婚活セミナー・婚活イベントの開催	企画調整課協働・男女参画室	結婚希望者の婚活に対するモチベーションアップにつながるセミナーやイベントを開催し、結婚希望者がその希望を叶えられるよう支援します。			○	
【追加】結婚新生活支援事業補助金	企画調整課協働・男女参画室	新婚世帯の住宅の取得、リフォーム及び賃借並びに引越の新生活に要する費用を支援します。			○	
【追加】婚活支援事業補助金	企画調整課協働・男女参画室	県のふくしま結婚・子育て応援センターが運営する結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の登録料を補助します。			○	
【追加】不妊治療費等助成金	健康増進課	保険適用とならない生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）及び妊孕性温存療法等に要する費用に対して、福島県の助成（福島県規定の不妊検査の助成は除く）に上乗せし治療費の一部を助成します。			○	○
【新規】妊婦支援給付金	健康増進課	妊婦期の負担軽減のため、妊婦であることの認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出後に給付金を支給します。			○	○
【追加】妊婦にやさしい遠方出産支援事業	健康増進課	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間、当該分娩施設の近くで待機するための宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の費用の一部を助成します。			○	○
【追加】空き家等改修支援事業補助金	危機管理課	会津地域 17 市町村からの移住で、市内の空家を改修等して利用する方に補助金を交付します。			○	○
【追加】移住支援金	地域づくり課	5 年以上、東京 23 区居住または東京圏から通勤していた者等が市内に移住し、就職などをした場合に給付金を交付します。（子育て世帯への優遇あり）			○	○

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】U I J ターン等移住給付金	地域づくり課	県外に3年以上居住し、市内に移住して就職などを行った40歳以下の人を対象に給付金を支給します。（子育て世帯への優遇あり）			○	○
【追加】奨学金返還支援事業補助金	地域づくり課	県外から本市に移住または市内の大学等を卒業または修了し、市内に本社がある市内の事業所等に無期雇用契約で週20時間以上就業等する方（農業者・自営業者等も含む）の奨学金返還を支援します。			○	○
【追加】住宅取得支援補助金	地域づくり課	県外から市内に移住し、自ら居住するための住宅を取得する40歳以下の方に住宅取得費用の一部を補助します。			○	○

(15) 悩みを抱える若者への支援

【課題】

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、修学及び仕事のいずれにも就かないニートやひきこもりの状態にある者など、悩みを抱える若者に対する自立や自殺防止につながる取組が求められています。

【方針】

自立に困難を有する本人及びその家族に寄り添った相談、助言や指導を行うことができるよう、専門相談員による相談・支援体制の充実を図るとともに、「ひきこもり支援連携会議」を設置し、支援体制の強化に取り組むとともに、自殺の未然防止に向けて、若者の抱える悩みに関連する施策を講じていきます。

また、複雑化・複合化した問題に対しては、「重層的支援会議」により各支援機関が連携し、一体的な支援を実施することで、家族の抱える問題に対応していきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】ユースプレイス自立支援事業（再掲）	地域福祉課	ひきこもり、ニートなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し居場所（ユースプレイス）を提供し、各種プログラムへの参加により、社会性を身につけ、将来的な就労、自立を目指します。		○	○	
【追加】自立相談支援事業	地域福祉課	専門の相談員が様々な困りごとを伺います。相談内容に応じて、自立に向けた支援計画の作成や専門機関の紹介を行い、自立に向けて取組を行います。			○	○
【追加】就労準備支援事業	地域福祉課	社会参加に不安がある方や、コミュニケーションが苦手な方など、すぐに就職することが難しい方を対象に、就労体験の機会を提供するなど就労に向けた支援を行います。			○	○
【追加】家計改善支援事業	地域福祉課	家計に悩みをかかえた方を対象に、収入にみあった今後の支払い等について一緒に考え、家計の収支について助言を行います。			○	○
【追加】ひきこもり支援連携会議	地域福祉課	生活困窮の一因となり得るひきこもりの早期把握、早期支援につなげるため、関係機関や専門機関を構成メンバーとした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、支援体制の強化に取り組めます。			○	
【追加】自殺対策の推進	健康増進課	自殺予防のための意識啓発や相談窓口の周知、地域の方を対象としたゲートキーパー養成研修による支援者のスキルアップなど、関係機関との連携を図りながら若者の自殺対策に取り組めます。		○	○	○

【基本目標３ 子育て当事者への支援に関する重要事項の推進】

基本方針８ 子育てを支える☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(16) 経済的支援

【課題】

ニーズ調査において、「子育てに関して不安や負担を感じる理由」や「理想と考える人数の子どもを持たない理由」に経済的な理由が最も挙げられ、経済的支援の充実が求められています。

【方針】

国の「こども未来戦略」により拡充した「児童手当」や「児童扶養手当」などを子育て世帯に支給するとともに、近年の急激な物価高騰に対応した事業など、今後も社会情勢を注視しながら養育費や教育費の負担軽減に努めます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
児童手当	こども家庭課	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、こどもが育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。	○	○		○
子ども医療費助成事業	こども家庭課	こどもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。	○	○		○
保育料等の減免	こども保育課	保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、幼児教育・保育の無償化による対応にあわせ、多子軽減措置により減免します。こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。	○	○		○
児童扶養手当	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。	○	○		○
ひとり親家庭医療費助成事業	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。	○	○		○
【追加】国民健康保険税産前産後軽減制度	国保年金課	国民健康保険の被保険者が出産した際、出産した被保険者にかかる国民健康保険税が一定期間軽減されます。				○
【追加】国民年金保険料産前産後免除制度	国保年金課	第１号被保険者は、申請により産前産後期間の国民年金保険料が一定期間免除されます。				○

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】電気自動車等購入補助金交付事業	環境生活課	地球温暖化対策の一環として電気自動車や燃料電池自動車を購入された方に補助金を交付します。(子育て世帯への優遇あり)			○	○
【追加】住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付事業	環境生活課	住宅用太陽光発電システムと、住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備を設置された方に補助金を交付します。(子育て世帯への優遇あり)			○	○
【追加】ごみ減量化事業補助金制度	廃棄物対策課	ごみ減量の一環として、市民（個人）が生ごみ処理機等を購入するときは、購入費用の一部に補助金を交付します。(子育て世帯への優遇あり)			○	○
【追加】中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金	地域づくり課	中山間地域等にある自宅から市内高校に遠距離通学する生徒のいる世帯に対して定期券代の一部を支援します。				○

(17) 共働き・共育で・男女共同参画の推進

【課題】

共働き世帯が増加傾向にある中、夫婦が相互に協力しながら子育てする、共働き・共育での推進が求められています。

また、ニーズ調査の結果では、約7割の保護者が「仕事・家事（育児）・プライベートをバランスよく行いたい」と希望していますが、現実には母親が「家事が優先」、父親は「仕事が優先」が多い現状にあります。

【方針】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、育児休業制度の取得促進や労働時間の短縮等、多様な就労形態の創出等を含めた働き方改革など、男女共同参画社会の推進を企業等へ働きかけていくとともに、社会全体で、こどもや子育て世帯にあたたかな目を向け、手を差し伸べ、共に育てていく「共育で」の推進に取り組んでいきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
男女共同参画推進事業者表彰の実施	企画調整課協働・男女参画室／商工課	男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰しています。さらに、それらの取組を市政だより等により広く周知し、他事業者への普及を図ります。			○	○
男女共同参画コーナーの設置・整備	生涯学習総合センター／企画調整課協働・男女参画室	会津図書館内に「男女共同参画コーナー」を設置し、関連図書を整備することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画への理解促進を図ります。			○	○
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発（再掲）	商工課	国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。			○	○
子育て中の親を育成する講演会の開催	こども家庭課	子育て家庭を対象に、専門家や子育て経験者による「子育て講演会」を定期的に開催します。講演会を通して子育て家庭の育児不安を和らげ、児童虐待の未然防止等を図ります。				○

(18) 地域における子育て支援

【課題】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立を防ぐ様々な子育て支援の推進が求められているとともに、近年は、ヤングケアラーへの対応やこどもや子育てする親などに対するメディアリテラシーへの教育が求められています。

【方針】

子育て当事者に必要な子育てに関連する情報が届くよう、積極的な情報発信に努めながら、子育て当事者の心理的・身体的負担を軽減するために必要な支援など、地域の中で安心して子育てができるための様々な支援に取り組んでいきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
【追加】こども家庭センター（再掲）	こども家庭課／健康増進課／こども保育課	安心してこどもを産み・育てられるよう、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携をし、切れ目のない支援を行います。	○	○	○	○
【追加】ヤングケアラーへの支援	こども家庭課	ヤングケアラーに関する問題意識の啓発、様々な相談窓口の周知、支援者に向けたこどもの意向に寄り添った対応方法の研修等を実施しながら、主任児童委員や医療機関等の他、教育委員会や学校を含めた関係機関と連携を図りながら、早期発見・早期支援に取り組めます。		○	○	○
子育て中の親を育成する講演会の開催（再掲）	こども家庭課	子育て家庭を対象に、専門家や子育て経験者による「子育て講演会」を定期的に開催します。講演会を通して子育て家庭の育児不安を和らげ、児童虐待の未然防止等を図ります。				○
地域子育て支援センターの充実（再掲）	こども保育課	豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。	○	○		○
乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）	こども保育課	病気が回復期に至らない・症状の急変が認められない児童で、日中保護者が家庭で保育をすることができない児童を、病院に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。なお、利用にあたっては、こどもが病気などの時に親が仕事を休めるような企業における意識の醸成を図りながら、適切な提供体制の確保に努めます。	○			○

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。	○	○		○
ホームスタート事業（再掲）	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。	○			○
【追加】子育て世帯訪問支援事業（再掲）	こども家庭課	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行います。	○	○	○	○
要保護児童対策地域協議会（再掲）	こども家庭課	児童虐待からこどもを守るため、関係機関と連携し、未然防止と実効性のある対応と児童虐待防止月間等に併せた「こどもの権利」の周知を図ります。	○	○		○
生涯学習出前講座の充実	生涯学習総合センター	市民の団体等が主催する学習会等に、市職員等が講師となるなど、子育て家庭の教育力の向上を図ります。 ホームページや広報紙での周知や窓口での資料配布、センターの利用団体や来館者へのPRなど、出前講座制度の周知に努めます。		○	○	○
家庭教育講座	生涯学習総合センター	就学時健康診断時の保護者の待機時間を活用し、親の心構えや、こどものしつけ等に関する講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。				○
子育て応援講座（PTA研修会）	生涯学習総合センター	生涯学習の視点に立ち、地域の教育力を高めるためのPTA活動やこどもたちの健全な成長について学習します。また、研修を通して家庭教育の充実に資するとともに、各PTA間の交流を図り、新しいネットワーク作りを進めます。				○
青少年の心を育てる市民行動プラン事業（再掲）	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」のさらなる周知・啓発を図るとともに、「市民総ぐるみ朝のあいさつ運動」などの実践活動を行います。		○	○	○
ブックスタート事業	こども家庭課/健康増進課/生涯学習総合センター	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおけるこどもと保護者のふれあいの機会を創出し、潜在的な虐待リスクの軽減に寄与します。また、こどもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに安心して子育てができる環境づくりに寄与します。	○			○
子ども読書活動推進事業	生涯学習総合センター	乳幼児健診時のブックリスト配布や、会津図書館での「おはなし会」などを通して、絵本を介した親子のふれあいや子育ての楽しさを知る取組を継続して実施します。	○			○
子育て支援等の情報提供	こども保育課	子育てに関わる様々な情報を集約し、市が作成する子育てガイドブックや子育てポータルサイト等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を発信します。 また、市内各子育て支援センターの担当者向け研修等を実施し、サービスの充実に取り組みます。	○	○		○

(19) ひとり親家庭への支援

【課題】

国はひとり親家庭の相対的貧困率を4割超と発表しており、ひとり親家庭の経済状況は相対的に厳しい状況にあるとともに、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないことから、時間的余裕がなく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも懸念されています。

【方針】

「ひとり親家庭」に対し、「児童扶養手当」をはじめとした経済的支援や各家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するための相談支援、仕事と子育ての両立を支援するための施策に取り組んでいきます。

◇主な事業

事業名	担当課	事業概要	ライフステージ			
			乳幼児期	学童・思春期	青年期	子育て世帯
女性福祉相談	こども家庭課	母子家庭等からの様々な相談に対し、女性相談支援員が助言・指導・情報提供を行います。			○	○
児童扶養手当（再掲）	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。	○	○		○
ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。	○	○		○
ひとり親家庭等自立支援給付	こども家庭課	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための修学や講座の受講をするひとり親家庭の父または母に対して、費用の助成を行います。	○	○		○
就学遺児激励金	こども家庭課	小・中・義務教育学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。		○		○
母子生活支援	こども家庭課	生活自立を要する母子世帯が施設に入所し、相談・援助を進めながら、心身と生活の安定を図り、母子の自立に向けた支援を行います。	○	○		○
教育・保育施設やこどもクラブの受け入れ確保	こども保育課	就労等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに応えるため、教育・保育施設やこどもクラブにおいて保育サービスを提供します。	○	○		○
ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	こども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業利用者のうち、児童扶養手当受給世帯や障がい児のいる世帯などの要件に該当する場合に、利用料の半額を助成します。	○	○		○

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方☆☆☆☆

(1) 量の見込みの算出の考え方

国から示された算出の考え方等に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出を行います。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）（令和5年9月20日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）（令和6年3月11日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）（令和6年10月10日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域です。

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くのサービス提供施設を希望する傾向も見受けられることから、会津若松市全体を一つの区域として設定します。

(3) 対象事業

教育・保育の量の見込みと提供体制

対象事業		備考
1	1号認定（認定こども園及び幼稚園）	
2	2号認定（認定こども園及び保育所）	
3	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

対象事業		備考
1	利用者支援事業	
2	地域子育て支援拠点事業	
3	妊婦健康診査	
4	乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	子育て短期支援事業	
7	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
8	一時預かり事業	
9	延長保育事業	
10	病児保育事業	
11	こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業	
14	子育て世帯訪問支援事業	児童福祉法の改正による新規三事業
15	児童育成支援拠点事業	
16	親子関係形成支援事業	
17	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	子ども・子育て支援法の改正による新規三事業
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
19	産後ケア事業の提供体制の整備	

2 教育・保育の量の見込みと提供体制 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況とともに将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

教育・保育における需要量（ニーズ量）を把握し、「量の見込み」を算出するにあたり、令和5年度のニーズ調査を活用します。

ニーズ調査の結果や利用状況を踏まえた「量の見込み」と、それに対する「確保の方策」は以下のとおりです。

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和7年度）

区 分		1 号	2 号		3 号			計
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳	
①量の見込み		268 人	177 人	1,840 人	536 人	437 人	401 人	3,659 人
② 確保 方策	特定教育・保育施設	640 人		1,780 人	513 人	457 人	323 人	3,713 人
	特定地域型保育事業				50 人	36 人	33 人	119 人
	その他			121 人	31 人	36 人	31 人	219 人
②－①		195 人		61 人	58 人	92 人	-14 人	392 人

※その他：「企業主導型保育施設の地域枠」＋「運営費支援等を行っている認可外保育施設」（以下同様）

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和8年度）

区 分		1 号	2 号		3 号			計
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳	
①量の見込み		254 人	166 人	1,737 人	459 人	502 人	392 人	3,510 人
② 確保 方策	特定教育・保育施設	640 人		1,779 人	523 人	467 人	329 人	3,738 人
	特定地域型保育事業				50 人	36 人	33 人	119 人
	その他			121 人	31 人	36 人	31 人	219 人
②－①		220 人		163 人	145 人	37 人	1 人	566 人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和9年度）

区 分		1 号	2 号		3 号			計
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳	
①量の見込み		229 人	150 人	1,566 人	528 人	490 人	387 人	3,350 人
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	612 人		1,764 人	524 人	464 人	324 人	3,688 人
	特定地域型 保育事業				50 人	36 人	33 人	119 人
	その他			121 人	31 人	36 人	31 人	219 人
②－①		233 人		319 人	77 人	46 人	1 人	666 人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和10年度）

区 分		1 号	2 号		3 号			計
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳	
①量の見込み		222 人	146 人	1,521 人	516 人	484 人	384 人	3,273 人
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	623 人		1,775 人	525 人	466 人	327 人	3,716 人
	特定地域型 保育事業				50 人	36 人	33 人	119 人
	その他			121 人	31 人	36 人	31 人	219 人
②－①		255 人		375 人	90 人	54 人	7 人	781 人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和11年度）

区 分		1 号	2 号		3 号			計
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳	
①量の見込み		219 人	144 人	1,501 人	510 人	481 人	380 人	3,235 人
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	638 人		1,775 人	525 人	466 人	327 人	3,731 人
	特定地域型 保育事業				50 人	36 人	33 人	119 人
	その他			121 人	31 人	36 人	31 人	219 人
②－①		275 人		395 人	96 人	57 人	11 人	834 人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制☆☆☆☆☆☆

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

こどもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

本市においては、令和6年度から母子保健と児童福祉の両機能が一体となった「こども家庭センター」を設置しています。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業実績 (か所)	1	1	1	1						

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

認定こども園や保育所等に「地域子育て支援センター」を開設し、育児相談や園庭開放等を実施するとともに、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て支援に取り組んでいます。

【現状】

令和5年度は、年間延べ15,019件の利用となっています。

【確保方策の考え方】

ニーズ調査結果による推計と実績を踏まえて「量の見込み」を算出し、見込み量に応じた枠の確保に努めます。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人日)	28,800	28,356	27,864	27,312	26,312	16,428	16,224	16,763	16,522	16,355
確保方策 (か所)	24	24	24	24	24	29	29	29	29	29
事業実績 (人日)	12,247	9,778	11,570	15,019						
(か所)	26	26	27	28						

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する 15 回の健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施します。

【現状】

令和 5 年度は延べ 6,812 人に対して妊婦健康診査を実施しました。

【確保方策の考え方】

すべての対象者へ実施する体制にあることから検査の周知、啓発を行います。

(人回：年間の実施回数)

区 分	実績					計画				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (人回)	12,120	11,910	11,670	11,415	11,220	9,750	9,750	9,750	9,750	9,750
確保方策 (人回)	12,120	11,910	11,670	11,415	11,220	9,750	9,750	9,750	9,750	9,750
事業実績 (人回)	9,262	8,251	7,886	6,812						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現状】

令和5年度は、出産・子育て応援事業による経済的支援と一体的に実施することにより実施率向上等の成果が得られました。

令和7年度からは、制度化された妊婦等包括相談支援事業の出産後の面談として位置づけ、引き続き経済的支援と一体的に実施します。

【確保方策の考え方】

すべての家庭を対象としていることから、事業の周知を行い、希望されない方の把握や支援を合わせて行います。

(人：年間の利用者数)

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人)	808	794	778	761	748	650	650	650	650	650
確保方策 (人)	808	794	778	761	748	650	650	650	650	650
事業実績 (人)	704	644	630	587						

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の支援に努めます。

【現状】

本市においては、養育支援員を3名配置し、適切な養育の支援に努めています。

【確保方策の考え方】

過去の実績値から「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

(人日：年間の延べ利用回数)

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人日)	70	70	70	70	70	60	60	60	60	60
確保方策 (人日)	70	70	70	70	70	60	60	60	60	60
事業実績 (人日)	58	38	47	8						

※令和4年度までの事業実績は、産後ヘルパー派遣事業の利用実績を含む。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。

【現状】

本市においては、平成 29 年より母子生活支援施設への業務委託により事業を実施しており、令和 5 年度は、3 世帯が延べ 9 日の利用となっています。

【確保方策の考え方】

過去の実績値等を基に「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	実績					計画				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (人日)	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
確保方策 (人日)	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業実績 (人日)	31	16	11	9						
実施箇所数 (か所)	1	1	1	1						

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【現状】

令和5年度（令和6年3月末日現在）の会員数は、「おねがい会員」が675名、「サポート会員」が112名、「両方会員」が20名の計807名となっています。「おねがい会員」は増加傾向であるのに対し、「サポート会員」は減少傾向にあり、「サポート会員」の育成・確保が求められます。

【確保方策の考え方】

過去の実績値を基に「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

また、今後の供給体制の確保のため、サポート会員の確保に努めていきます。

（人日：年間の延べ利用者数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）	4,056	4,004	3,900	3,796	3,744	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
確保方策 （人日）	4,056	4,004	3,900	3,796	3,744	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
事業実績 （人日）	2,572	2,918	2,718	4,277						

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点及びその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

【現状】

令和5年度は、主に非在園児を対象とした「一般型」を24施設、在園児を対象とした「幼稚園型」を18施設で実施しました。

【確保方策の考え方】

ニーズ調査結果による推計と実績を踏まえて「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

また、今期計画から、利用児童数が定員に達していない場合に、定員までの範囲で一時預かりを行う「余裕活用型」も含めたニーズ量及び確保方策を見込みます。

◇一時預かり事業（幼稚園型）

（人日：年間の延べ利用者数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）	36,785	35,822	35,335	34,988	34,611	11,081	10,607	9,805	9,355	9,092
確保方策 （人日）	36,785	35,822	35,335	34,988	34,611	11,081	10,607	9,805	9,355	9,092
（か所）	16	16	16	16	16	18	18	19	19	19
事業実績 （人日）	12,968	11,150	9,043	12,128						
（か所）	16	18	18	18						

◇一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

（人日：年間の延べ利用者数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）	5,549	5,463	5,398	5,335	5,272	1,833	1,766	1,700	1,663	1,644
確保方策 （人日）	5,549	5,463	5,398	5,335	5,272	1,833	1,766	1,700	1,663	1,644
（か所）	21	21	21	21	21	27	27	27	27	27
事業実績 （人日）	2,292	2,001	1,507	1,446						
（か所）	24	24	24	24						

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育の認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【現状】

令和5年度は、市内の保育所や認定こども園、地域型保育事業所の36施設において、保護者の就労形態に対応した延長保育を実施しました。

【確保方策の考え方】

ニーズ調査結果による推計と実績を踏まえて「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

(人：年間の実利用者数)

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人)	2,114	2,096	2,060	2,041	2,021	1,489	1,430	1,371	1,340	1,325
確保方策 (人)	2,114	2,096	2,060	2,041	2,021	1,489	1,430	1,371	1,340	1,325
(か所)	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
事業実績 (人)	1,427	1,549	1,496	1,484						
(か所)	38	38	36	36						

(10) 病児保育事業

【事業概要】

病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児・病後児の保育を行います。

【現状】

市の委託事業として1か所で病児保育を実施しており、令和5年度の利用者は延べ483人となっています。

【確保方策の考え方】

ニーズ調査結果による推計と実績を踏まえて「量の見込み」を算出するとともに、民間で企業主導型保育事業として実施している病児保育においても、利用者ニーズに対応していることから、今期計画からは民間の病児保育施設分も含めて確保方策として見込み、年間の開所日（240日前後）に定員数（計8人）を乗じた1,920人日を確保していきます。

（人日：年間の延べ利用者数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）	385	375	368	362	355	539	519	499	485	473
確保方策 （人日）	960	960	960	960	960	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
（か所）	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
事業実績 （人日）	64	116	45	483						
（か所）	1	1	1	1						

(11) こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者の就労等により放課後等に家庭での保育を受けることの出来ない小学生を対象に「こどもクラブ」を設置し、適切な遊び及び生活の場を提供することで児童の健全育成を図ります。

【現状】

令和5年度は、23ヶ所（51クラス）で事業を実施し、5月1日時点で1,902名が登録しています。なお、令和6年度から「大戸こどもクラブ」を新設したことで、すべての小学校区においてこどもクラブを運営しています。

【確保方策の考え方】

ニーズ調査結果による推計と現在の利用傾向を踏まえて「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

（人日：年間の延べ利用者数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）	1,829	1,816	1,763	1,711	1,666	2,133	2,066	2,002	1,919	1,824
確保方策 （人日）	1,979	1,979	1,979	1,979	1,979	2,189	2,100	2,050	2,000	2,000
（か所）	50	50	50	50	50	56	56	56	56	56
事業実績 （人日）	1,747	1,833	1,868	1,822						
（か所）	50	51	51	51						

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成しています。

(13) 多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

【事業概要】

教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進する事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行います。

【現状】

本市においては、令和5年度に事業を開始し、初年度実績は延べ40回の利用がありました。

【確保方策の考え方】

直近の実績値を参考にしながら「量の見込み」を算出し、量の見込みに応じた枠の確保に努めます。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	計 画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人日)	100	100	100	100	100
確保方策 (人日)	100	100	100	100	100
事業実績 (人日)					

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本市においては、既存事業や実施団体と連携しながら児童の状況に応じた支援を行っていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本市においては、当該事業のニーズの把握に努めながら、近隣市町村等との連携による実施などを含めて、今後の実施のあり方について研究してまいります。

(17) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦であることの認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後、給付金を支給する「妊婦のための支援給付」が令和7年度から実施されます。

「妊婦等包括相談支援事業」は、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。上記の支援給付と組み合わせて行います。

【現状】

本市においては、令和5年2月から出産・子育て応援事業（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金給付の一体的実施事業）として実施しています。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付、児童福祉法に妊婦等包括相談支援事業が創設され、令和7年度から開始されます。

【確保方策の考え方】

すべての対象者へ実施する体制にあることから事業の周知に努めます。

（回：年間の給付件数）

区 分	計 画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (回)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策 (回)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
事業実績 (回)					

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

満3歳未満のこどもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者を対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設が予定されています。

【確保方策の考え方】

国では令和6年度に、本格実施を見据えた試行的事業を実施しており、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討しているところです。

本市においては、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）に基づき、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として「乳幼児等通園支援事業」を実施し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「乳児等のための支援給付」を実施する予定です。

（人日：年間の延べ利用者数）

区 分	計 画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）	5,602	5,245	5,336	5,268	5,216
確保方策 （人日）	6,336	6,336	6,336	6,336	6,336
事業実績 （人日）					

(19) 産後ケア事業の提供体制の整備

【事業概要】

産後1年未満の母親と乳児を対象として、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行います。

本市においては平成29年度から事業を実施しています。なお、母子保健法の改正により令和3年度から実施が市町村の努力義務となりました。

【現状】

本市では事業委託により、2か所の利用施設を確保し実施しています。

【確保方策の考え方】

現状では、申請件数に見合った提供が可能な状況にありますが、利用しやすい環境整備として市内における実施施設の確保に努めていきます。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	計 画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人日)	35	45	50	55	60
確保方策 (人日)	50	75	75	75	75
(か所)	2	3	3	3	3
事業実績 (人日)					

4 放課後子ども教室の推進☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目指し、こどもクラブと校内交流型（※）で実施する放課後子ども教室の整備を推進します。

第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って整備した市内 13 か所の放課後子ども教室を継続実施し、学校の余裕教室の状況把握や地域人材の掘り起こしを図りながら、校内交流型の開設を検討します。

校内交流型の実施にあたっては、プログラムの充実や学校施設の具体的な活用に向けて、地域学校協働活動推進員、こどもクラブの放課後児童支援員、学校関係者等による定期的な情報交換・協議の場を設け、各地区の実情に合わせた運営に努めます。

さらに、放課後子ども教室を所管する教育委員会とこどもクラブを所管する健康福祉部との間で定期的な情報交換を行い、事業の検証や課題解決に対応していきます。

放課後子ども教室の目標事業量

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標事業量	13 か所 (11)	13 か所 (11)	13 か所 (12)	13 か所 (12)	14 か所 (13)

() は、こどもクラブと校内交流型の教室数

※校内交流型 … こどもクラブと放課後子ども教室が連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもので、両事業が同一小学校内等で実施されているもの。新・放課後子ども総合プランでは「一体型」として推進してきた。

1 計画策定までの経過☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

年度	月 日	内 容
令和5年度	12月26日	第2回会津若松市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査について
	1月～3月	次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査実施
令和6年度	7月5日	第1回会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議 ・令和5年度子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・こども計画の策定について
	7月18日	第1回会津若松市子ども・子育て会議 ・令和5年度子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・こども計画の策定について
	8月23日	第2回会津若松市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の結果について ・こども計画の骨子について
	10月2日	第3回会津若松市子ども・子育て会議 ・こども計画の素案について
	10月17日	第2回会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議 ・こども計画の素案について
	11月1日	第4回会津若松市子ども・子育て会議 ・こども計画の素案について
	11月25日	文教厚生委員会協議会 ・こども計画(案)について(報告)
	11月27日～ 12月26日	パブリックコメント実施
	1月15日	第5回会津若松市子ども・子育て会議 ・こども計画(案)について(諮問)他
	2月	こども計画(案)について(答申)

2 会津若松市子ども・子育て会議条例☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(平成 25 年会津若松市条例第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、会津若松市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項について市長に意見を述べ、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

所掌事務（第 2 条関係）

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に関する事
- ・ 子ども・子育て支援に関し必要な事項及び施策の実施状況に関する事

3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(令和6年11月1日現在)

N0	所属団体名	職名	氏名	備考
1	会津若松市保育所保護者会連合会	会 長	佐々木 誠	
2	会津若松市幼児教育振興保護者連絡協議会	会 長	近藤 直宣	
3	会津若松市父母と教師の会連合会	家庭教育部会長	山田 真由実	
4	会津若松商工会議所	女性会 前会長	宮澤 洋子	
5	日本労働組合総連合会福島県連合会 会津若松地区連合会	事務局次長	星 成士	
6	会津若松医師会	理 事	佐藤 誠治	
7	会津若松市立小中学校長協議会	大戸小学校長	冠木 利香	
8	会津若松市保育所連合会	門田報徳保育園長	遠藤 浩平	
9	会津若松市幼児教育振興協会	会 長	橋本 希義	
10	福島県若年者支援センター	総括コーディネーター	大友 英希	
11	会津若松市子ども会育成会連絡協議会	監 事	一ノ瀬 圭一	
12	ファミリー・サポート・あいづ	理事長	川島 安紀子	
13	会津若松市地域自立支援協議会	療育部会員	太田 智美	
14	仙台大学	教 授	清野 正哉	会 長
15	会津大学短期大学部	教 授	郭 小蘭	
16	会津若松市民生児童委員協議会	主任児童委員 活動研究部会長	児島 恵子	
17	会津保健福祉事務所	専門社会福祉主事	齋藤 光	副会長
18	公募	—	菊地 由里子	
19	公募	—	岩下 愛奈	

4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱☆☆☆

(平成 25 年 5 月 27 日決裁)

(平成 27 年 8 月 12 日決裁)

(令和 2 年 3 月 26 日決裁)

(令和 6 年 4 月 22 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、支援事業計画の検討及び進行管理を行う。

(組織)

第 3 条 検討会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部副部長
- (2) 企画調整課長
- (3) 企画調整課協働・男女参画室長
- (4) 地域づくり課長
- (5) 財政課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) 障がい者支援課長
- (8) こども家庭課長
- (9) こども保育課長
- (10) 健康増進課長
- (11) 商工課長
- (12) 教育総務課長
- (13) 教育総務課あいづっこ育成推進室長
- (14) 学校教育課長
- (15) 生涯学習総合センター副所長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、健康福祉部副部長をもって充てる。

3 副委員長は、こども家庭課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員が検討会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理として出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ、第3条各号に掲げる者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
(担当国会議)

第6条 検討会議に、担当国会議を置く。

2 担当国会議は、こども家庭課長が招集し、会務を総理する。

3 担当国会議の委員は、第3条各号に掲げる検討会議の委員の所属職員（次項において「担当者」という。）とする。

4 担当者が担当国会議に出席できないときは、当該担当者が指名する職員を代理として出席させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。